

令和 4 年 第 5 回

芦北町議会 9 月定例会会議録

開会 令和 4 年 9 月 5 日

閉会 令和 4 年 9 月 15 日



熊本県芦北町議会

令和４年第５回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
9・5	月	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 議員派遣の結果報告 行政報告 町長の提案理由説明 議案・陳情審議 議案の委員会付託
6	火	本会議 一般質問
7	水	委員会審査 総 務 厚 生（総務課、企画財政課、税務課、会計室、議会事務局） 建設経済文教（現地調査、建設課、上下水道課、商工観光課）
8	木	委員会審査 総 務 厚 生（福祉課、健康増進課、住民生活課） 建設経済文教（教育課、スポーツ・文化振興課、コミュニティセンター課、農林水産課）
9	金	委員会審査（予備日）
10	土	休 日
11	日	休 日
12	月	休 会（議事整理）
13	火	休 会（議事整理）
14	水	休 会（議事整理）
15	木	本会議（最終日） 議案・陳情審議（委員会報告） 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（9月5日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	5
4 説明のため出席した者の職氏名	5
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	10
第1 会議録署名議員の指名	10
第2 会期の決定について	10
第3 諸報告	10
議長諸般の報告	10
行政報告	10
第4 町長の提案理由説明	10
第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 令和4年度芦北町一般会計補正予算（第2号）	11
第6 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	12
第7 報告第8号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価結果の報告について	14
（一括議題＝日程第8から日程第16まで）	
第8 認定第1号 令和3年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	16
第9 認定第2号 令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	16
第10 認定第3号 令和3年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	16
第11 認定第4号 令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	16
第12 認定第5号 令和3年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	16
第13 認定第6号 令和3年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	16
第14 認定第7号 令和3年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	16

第15	認定第8号	令和3年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	16
第16	議案第36号	令和3年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認 定について……………	16
第17	議案第37号	令和4年度芦北町一般会計補正予算（第3号）……………	19
第18	議案第38号	令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）……………	24
第19	議案第39号	令和4年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1 号）……………	25
第20	議案第40号	令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第2号）……………	26
第21	議案第41号	令和4年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1 号）……………	27
第22	議案第42号	令和4年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算 （第1号）……………	28
第23	議案第43号	芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	29
第24	議案第44号	芦北町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制 定について……………	30
第25	議案第45号	芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	31
第26	議案第46号	芦北町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	31
第27	議案第47号	工事請負契約の締結について……………	32
第28	議案第48号	工事請負契約の締結について……………	33
第29	議案第49号	工事請負契約の締結について……………	34
第30	陳情第8号	ゆたかな学びの実現をはかるための、2023年度政府 予算に係る意見書採択の要請について……………	35
7	散 会……………		36

第2号（9月6日）		頁
1	議事日程……………	39
2	出席議員氏名……………	39
3	欠席議員氏名……………	39

4	説明のため出席した者の職氏名	39
5	事務局職員出席者	39
6	開会 開議	44
	第1 一般質問	44
	(1) 楠原清照議員第1回目一般質問	44
	○竹崎町長答弁	47
	○池田福祉課長答弁	48
	○平田上下水道課長答弁	48
	○白坂企画財政課長答弁	49
	(2) 楠原清照議員第2回目一般質問	50
	○池田福祉課長答弁	50
	(3) 楠原清照議員第3回目一般質問	50
	○池田福祉課長答弁	50
	(4) 楠原清照議員第4回目一般質問	50
	○池田福祉課長答弁	51
	(5) 楠原清照議員第5回目一般質問	51
	○池田福祉課長答弁	51
	(6) 楠原清照議員第6回目一般質問	51
	○池田福祉課長答弁	51
	(7) 楠原清照議員第7回目一般質問	52
	○竹崎町長答弁	53
	(8) 楠原清照議員第8回目一般質問	54
	○平田上下水道課長答弁	54
	(9) 楠原清照議員第9回目一般質問	54
	○平田上下水道課長答弁	54
	(10) 楠原清照議員第10回目一般質問	54
	○平田上下水道課長答弁	54
	(11) 楠原清照議員第11回目一般質問	55
	○平田上下水道課長答弁	55
	(12) 楠原清照議員第12回目一般質問	55
	○平田上下水道課長答弁	55
	(13) 楠原清照議員第13回目一般質問	55
	○平田上下水道課長答弁	55
	(14) 楠原清照議員第14回目一般質問	55

○平田上下水道課長答弁	55
(15) 楠原清照議員第15回目一般質問	55
○竹崎町長答弁	56
(16) 楠原清照議員第16回目一般質問	57
○白坂企画財政課長答弁	57
(17) 楠原清照議員第17回目一般質問	57
○白坂企画財政課長答弁	57
(18) 楠原清照議員第18回目一般質問	57
○白坂企画財政課長答弁	58
(19) 楠原清照議員第19回目一般質問	58
○白坂企画財政課長答弁	58
(20) 楠原清照議員第20回目一般質問	58
○白坂企画財政課長答弁	58
(21) 楠原清照議員第21回目一般質問	58
○白坂企画財政課長答弁	59
(22) 楠原清照議員第22回目一般質問	59
○竹崎町長答弁	60
(23) 楠原清照議員第23回目一般質問	60
(1) 長口隆議員第1回目一般質問	60
○竹崎町長答弁	61
○岩田教育長答弁	61
○梶農林水産課長答弁	61
(2) 長口隆議員第2回目一般質問	62
○梶農林水産課長答弁	62
(3) 長口隆議員第3回目一般質問	62
○梶農林水産課長答弁	63
(4) 長口隆議員第4回目一般質問	63
○梶農林水産課長答弁	64
(5) 長口隆議員第5回目一般質問	64
○竹崎町長答弁	65
(6) 長口隆議員第6回目一般質問	65
○岩田教育長答弁	66
(7) 長口隆議員第7回目一般質問	66
(1) 林田燿宏議員第1回目一般質問	66

○竹崎町長答弁	69
○岩田教育長答弁	69
○田代教育課長答弁	69
○志水コミュニティセンター課長答弁	70
○梶農林水産課長答弁	70
(2) 林田燿宏議員第2回目一般質問	71
○志水コミュニティセンター課長答弁	71
(3) 林田燿宏議員第3回目一般質問	72
○岩田教育長答弁	72
(4) 林田燿宏議員第4回目一般質問	72
○岩田教育長答弁	73
(5) 林田燿宏議員第5回目一般質問	73
○岩田教育長答弁	74
(6) 林田燿宏議員第6回目一般質問	74
○岩田教育長答弁	74
(7) 林田燿宏議員第7回目一般質問	74
○梶農林水産課長答弁	75
(8) 林田燿宏議員第8回目一般質問	75
○梶農林水産課長答弁	76
(9) 林田燿宏議員第9回目一般質問	76
○梶農林水産課長答弁	77
(10) 林田燿宏議員第10回目一般質問	77
○梶農林水産課長答弁	77
(11) 林田燿宏議員第11回目一般質問	77
○竹崎町長答弁	78
(12) 林田燿宏議員第12回目一般質問	79
7 散 会	79

第3号（9月15日）

頁

1 議事日程	83
2 出席議員氏名	84
3 欠席議員氏名	84
4 説明のため出席した者の職氏名	84
5 事務局職員出席者	84

6	開会 開議	86
	(一括議題＝日程第1から日程第10まで)	
第1	認定第1号 令和3年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について	86
第2	認定第2号 令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	86
第3	認定第3号 令和3年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	86
第4	認定第4号 令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	86
第5	認定第5号 令和3年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	86
第6	認定第6号 令和3年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	86
第7	認定第7号 令和3年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	86
第8	認定第8号 令和3年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	86
第9	議案第36号 令和3年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	86
第10	陳情第8号 ゆたかな学びの実現をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について	86
第11	議員派遣の件	101
	(一括議題＝日程第12から日程第15まで)	
第12	総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出	101
第13	建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出	101
第14	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出	101
第15	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出	101
	追加日程	
第1	発議第3号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について	102
7	閉会	103

令和4年第5回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年9月5日

午前10時 開会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定について

第 3 諸報告

議長諸般の報告

議員派遣の結果報告

行政報告

第 4 町長の提案理由説明

第 5 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

令和4年度芦北町一般会計補正予算（第2号）

第 6 報告第 7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第 7 報告第 8号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価結果の報告について

（一括議題＝日程第8から日程第16まで）

第 8 認定第 1号 令和3年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 9 認定第 2号 令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

第10 認定第 3号 令和3年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

第11 認定第 4号 令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

第12 認定第 5号 令和3年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

第13 認定第 6号 令和3年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

第14 認定第 7号 令和3年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

第15 認定第 8号 令和3年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

- 第16 議案第36号 令和3年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第17 議案第37号 令和4年度芦北町一般会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第38号 令和4年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19 議案第39号 令和4年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第40号 令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第41号 令和4年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第42号 令和4年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第43号 芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第44号 芦北町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第45号 芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第46号 芦北町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 第28 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 第29 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 第30 陳情第8号 ゆたかな学びの実現をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について

（散 会）

2 出席議員（14人）

1番 百 田 翔 吾 君
3番 長 口 隆 君
5番 坂 本 登 君
7番 白 坂 康 浩 君
9番 元 山 秀 志 君

2番 楠 原 清 照 君
4番 林 田 燿 宏 君
6番 寺 本 順 一 君
8番 草 野 安 道 君
10番 宮 尾 秀 行 君

11番 川 尻 成 美 君
13番 岡 部 恵美子 君

12番 寺 本 修 一 君
14番 宮 内 道 則 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	松 本 俊 造 君
企画財政課長	白 坂 達 也 君	税 務 課 長	佐 竹 貴 幸 君
住民生活課長	長 崎 十 三 男 君	福 祉 課 長	池 田 康 浩 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農 林 水 産 課 長	梶 浩 之 君
商工観光課長	釜 辰 信 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	平 田 秀 臣 君	教 育 課 長	田 代 忍 君
スポーツ・文化振興課長	内 田 照 也 君	コミュニティセンター課長	志 水 哲 治 君
会計管理者兼会計室長	溝 俣 圭 一 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福 田 貴 司 君 次長(課長補佐) 窪 田 和 彦 君

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣・芦北地域振興推進委員会と水俣・芦北地域振興推進協議会との意見交換会
期 日 令和4年7月11日（月）
場 所 ホテル熊本テルサ（熊本市）
内 容 第七次水俣・芦北地域振興計画 令和5年度実施計画編について外
- 3 水俣芦北広域行政事務組合議会臨時会
期 日 令和4年7月13日（水）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
内 容 財産（災害対応特殊救急車）の取得について外
- 4 川辺川ダム建設促進協議会総会
期 日 令和4年7月14日（木）
場 所 華の荘（人吉市）
内 容 令和3年度事業報告について外
- 5 三期成会合同定期総会
①一般国道熊本宮崎線道路整備促進期成会
②一般国道445号道路整備促進期成会
③球磨川上中流改修期成会
期 日 令和4年7月14日（木）
場 所 華の荘（人吉市）
内 容 令和3年度事業報告について外
- 6 南九州西回り自動車道建設促進期成会総会
期 日 令和4年7月15日（金）
場 所 ホテルキング（出水市）
内 容 令和3年度事業経過報告について外
- 7 令和2年7月豪雨犠牲者追悼式
期 日 令和4年7月24日（日）
場 所 芦北町民総合センター（しろやまスカイドーム）
- 8 熊本県町村議会議長会（常任委員長・議会運営委員長研修会）
期 日 令和4年7月27日（水）
場 所 御船町カルチャーセンター
講 師 株式会社 ノウハウバンク代表取締役 三科公孝 氏
内 容 講演：演題「ふるさと納税の事例や活用法」

- 9 水俣・芦北地域振興計画の推進に関する要望活動及び南九州西回り自動車道の建設促進に関する要望活動
- 期 日 令和4年8月3日（水）～4日（木）
- 場 所 各関係省庁及び衆議院・参議院議員会館（東京都）
- 10 水俣芦北地区中山間地域総合整備事業（広域連携型）推進協議会総会
- 期 日 令和4年8月8日（月）
- 場 所 芦北町役場3階大会議室
- 内 容 令和3年度事業実績及び歳入歳出決算について外
- 11 熊本県町村議会議長会（正副議長研修会）
- 期 日 令和4年8月24日（水）
- 場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）
- 講 師 東京福祉大学大学院客員教授・政治学博士 池田十吾 氏
- 内 容 講演：演題「ロシアのウクライナ侵攻と日本を取り巻く国際情勢」

令和4年9月5日

芦北町議会議長 宮内道則

芦町監第15号
令和4年8月9日

芦北町議会議長 宮内道則様

芦北町監査委員 井川良一

芦北町監査委員 長口隆

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和4年7月31日

3 検査実施日

令和4年8月9日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	2,335,089,501 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	5,572,447,073 円
	歳入歳出外現金	117,857,952 円
	計	8,025,394,526 円
水道事業会計		347,977,394 円

令和4年第5回芦北町議会定例会 陳情文書表

【陳 情】

番 号 受理年月日	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
陳情第8号 R 4 . 8 . 17	芦北町大字湯浦 1380番地3	松崎 哲郎	ゆたかな学びの実現 をはかるための、 2023年度政府予算に 係る意見書採択の要 請について	建設経済文 教常任委員 会付託

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

ただいまから令和4年第5回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議席に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番 坂本君
及び6番 寺本順一君の2人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（宮内道則君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から9月15日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（宮内道則君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告
及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（宮内道則君） 日程第4「町長の提案理由説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会9月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございました。

さて、令和4年度の気象状況は、台風や前線停滞の影響により、各地で大雨が記録され、特に北日本・東日本を中心に河川氾濫等、甚大な被害が発生しており、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げる次第であります。

本町におきましても、7月9日深夜に記録的短時間大雨情報が発表され、その後、避難指示を発令しました。幸いにも人的被害はなかったものの、河川、農地等への被害が確認されております。また、現在発生している台風11号につきましても、強い勢力を保ったまま北上しており、暴風による影響も想定されることから、継続して気象情報を注視し、関係機関と連携を図りながら対応に万全を期してまいります。

それで、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。まず、補正予算に係る専決処分の承認1件、健全化判断比率及び芦北町の教育に関する評価結果の報告2件、また、令和3年度芦北町一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算認定並びに同水道事業会計の利益の処分及び決算に係る認定等9件、令和4年度芦北町一般会計補正予算及び特別会計に係る補正予算6件、条例の一部改正等4件、工事請負契約の締結3件、合計25件を提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

失礼しました。提案理由の説明の後段におきまして、一般会計補正予算及び特別会計に係る補正予算6件等々につきまして、年度が間違っておりました令和4年度が正しい表現でございますのでお願いいたします。訂正してお詫び申し上げます。

○議長（宮内道則君） 町長の説明が終わりました。

—————○—————

第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

令和4年度芦北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（宮内道則君） 日程第5、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

令和4年度芦北町一般会計補正予算（第2号）について、説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

令和4年度芦北町一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、7月9日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、令和4年7月の豪雨災害に係るもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億38万7,000円を追加し、総額を138億5,658万8,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

予算書は7ページになります。

款10災害復旧費です。項1目1農地災害復旧の1,375万円は、被災した田畑の復旧に係る建設機械等借上料997万円、及び小災害復旧事業費補助金378万円です。

目2農業用施設災害復旧費の363万7,000円は、農道・水路等の測量設計業務委託料です。

目3林業用施設災害復旧費の1,000万円は、林道の復旧に係る建設機械等借上料です。

項2目1公共土木施設災害復旧費の7,300万円は、被災した道路・河川に係る測量設計業務委託料3,100万円及び建設機械等借上料4,200万円です。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算書は6ページになります。

今回の災害復旧費の財源として、款18項2目12財政調整基金繰入金から1億38万7,000円を措置するものであります。

以上で、一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

—————○—————

第6 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（宮内道則君） 日程第6、報告第7号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件について報告を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 報告第7号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て、その意見書を別紙のとおり付して、今回報告するものでございます。

それでは、それぞれの指標について御説明申し上げます。

お手元に資料を配付してございます。その資料に基づいて御説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

初めに、実質赤字比率です。実質赤字比率は、一般会計及び町有温泉会計、奨学資金会計からなる普通会計ベースにおける実質赤字の標準財政規模65億7,024万2,000円に対する比率を表すもので、本町では赤字決算を計上していないため、数値として現れておりません。

次に、連結実質赤字比率は、水道会計を含む全会計を対象とした実質赤字比率を示すもので、本町では赤字決算ではございませんので、数値としては現れてまいりません。

次に、2 ページをご覧ください。

実質公債費比率です。実質公債費比率は、標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金等の比率でございます。なお、3カ年の平均で求めるようになっており、令和3年度は昨年度から0.3ポイント増の4.3%となっております。

なお、比率が18%を超えると地方債の発行に際し許可が必要となり、25%を超えると早期健全化団体となり、財政の早期健全化のための計画の策定が必要となります。さらに、35%以上となりますと財政再生団体となります。

資料の3 ページをご覧ください。

将来負担比率です。将来負担比率は、水道会計を除く一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に対しどの程度あるかを示す比率でございます。充当可能な財源が負債の額を上回り、前年度同様に数値は算定されませんでした。

以上、全ての数値が括弧書きで示しております早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は健全な状態にあると言えます。

続きまして、資料の4 ページをご覧ください。

資金不足比率です。資金不足比率は、水道会計及び農集排会計、生排会計の公営企業の健全度がどの程度の水準にあるかを表したのですが、資金不足を生じている企業会計はございませんので、数値としては出てまいりません。

以上、引き続き健全財政を堅持しながら、各種事業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。今後とも御理解と御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第7号を終わります。

-----○-----

第7 報告第8号 芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 結果の報告について

○議長（宮内道則君） 日程第7、報告第8号「芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について」を議題とします。

本件について報告を求めます。田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） 報告第8号、芦北町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果の報告について、御説明申し上げます。

教育委員会は、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果について議会へ報告するとともに、公表することとなっております。芦北町教育委員会におきましても、令和3年度分の報告書を作成いたしましたので、この度、議会へ報告するものでございます。

この評価につきましては、教育委員会事務局であります教育課、コミュニティセンター課、スポーツ文化振興課の事業について、事業のニーズ、町関与の範囲、達成度、効率性、公平性の5項目について評価を行い、事務局の評価結果に学識経験者の意見を添えて、教育委員会会議において評価を行っております。

配付しております報告書の1ページ、2ページ目に、事業ごとの評価結果をまとめております。評価結果につきましては、A・B・C・Dの4段階に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかった事業については評価なしとしております。全61事業中、A評価が33事業で、全体の54.1%、B評価が20事業、32.8%、C及びDの評価はございませんでした。また、評価なしは8事業、13.1%でした。

各事業の概要、事務局の評価並びに学識経験者の意見を踏まえた上での教育委員会の評価につきましては、3ページ以降の事業ごとの評価結果報告書に記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 報告が行われたわけでございまして、ただ今、説明がございま

した。

私は、この報告書の10ページを見ていただきたいと思います。

結果報告書、具現化方針、「徳」豊かな心を育む教育の推進、事務事業名、語学指導事業、事業の概要、目指すべき姿、これは英語の学習意欲を高め、学力の向上を目指すとともに、多様な異文化の認識、相互理解、コミュニケーション能力等を身につけることを目指す。

次に、具体的な事業内容でございますが、これは外国語指導助手3名を招聘し、全ての小中学校の外国語活動及び英語事業の助手として、児童生徒の学力向上・充実のため、授業の充実に取り組み、小学校の外国語、英語授業の教科化に向け、完全実施に対応した魅力ある授業づくりに取り組む等々のことが書いてございます。

また、事業の成果については、ご覧のとおりであるようでございますけれども、私がここで疑問に思ったのが、具現化方針が「徳」豊かな心を育む教育の推進というようになっておりますが、徳の徳育、道徳の問題について、この項目の報告書のこの10ページについて、一言一句も記入されておられません。そういう状況の中で、果たして具現化方針「徳」豊かな心を育む教育の推進というようになっておりますが、これは私の認識不足かわかりませんが、徳ということについて一言一句書いてないことにどうも不安を感じたわけでございます。何か特別の理由があるのか、果たしてそういう私の見方がして、何か私に問題があるのか、それとも教育委員会のほうでこういう表現の仕方をしておられますけれども、それで適切なのかお伺いをしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 教育長。

○教育長（岩田繁義君） お答えさせていただきます。

当然、特別な理由はございません。ただ、徳に関することが確かに抜けているのは事実でございますので、今後、そういうところをまた検討して入れ込んでいきたいと思っております。

また、この徳の部分につきましては、これはいわゆる語学力指導という形で、A L Tの招聘に関することを行っている事業でございますので、非常に成果が出るということで伺っているところでございます。そのために、その徳の部分の文言が抜けておったのは事実でございますので、今後、適切に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 一応質問を御理解いただきまして、一応答弁していただいたわけでございますけれども、この報告書全体はもう先ほどからあっておりますように、

議決事件ではありませんけれども、教育行政の一応報告の中で報告義務といったものが課せられておるわけで、非常に国の法律をもって進めなければならない事業でございますので、大変重要な、見方で重要な案件ではなかろうかと思っておりますので、今後ひとつ先ほど答弁ありましたように、慎重にひとつ誰が見ても御理解できるような、そういう文書内容にまとめるようにしていただきたいと思います。

実は、私、この4年前からちょっとひもといてみたわけですが、ちょっと4年前も同じ内容で全く一緒です。載っておるわけでございまして、そういうことにもちょっと疑問を呈したわけでございます。ひとつ今後、大変御多忙だろうと思っておりますけれども、そういうところにも気を使っただいて、一応また徳という徳育、道徳、そういったものにも今後、教育行政を進める中でひとつ捉えて頑張っていたいただければと思っておりますので、よろしく願いを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮内道則君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） これで質疑を終わります。

これで、報告第8号を終わります。

—————○—————

- | | | |
|-----|--------|------------------------------------|
| 第 8 | 認定第 1号 | 令和3年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 9 | 認定第 2号 | 令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 認定第 3号 | 令和3年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第11 | 認定第 4号 | 令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第12 | 認定第 5号 | 令和3年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第13 | 認定第 6号 | 令和3年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第14 | 認定第 7号 | 令和3年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第15 | 認定第 8号 | 令和3年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第16 | 議案第36号 | 令和3年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |

○議長（宮内道則君） 日程第8、認定第1号「令和3年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第16、議案第36号「令和3年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会付託とする旨の答申がっておりますので、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

お諮りします。ただ今一括議題としました議案については、会議規則第38条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっております。質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。川尻君。

○11番（川尻成美君） それでは、この3年度の決算について、大綱的に町長に質問をいたします。

昨年もこういう質問をしたと思いますけども、皆さん、この監査委員の意見書を手元にあれば、8ページをお開きいただければと思います。

私がいつも気がかっとなるのが、自主財源と依存財源の比率は当初の予算のとき出されるやつでもよく目にしますし、これがどう推移していくのかというのが一番大事な観点ということを中心に心掛けて、決算でもこの欄で自主財源、依存財源の内訳表を見てみますと、自主財源が20.4%、昨年は21.1%下がっています。ずっと以前ですね、見てみましたら、平成29年が32.5%、自主財源です。平成30年が32.1%、令和元年が33.4%と、いわゆる3割自治というようなことをよく聞かされておりますので、こういう形でありましたが、急激にですね、昨年、今年と、自主財源が20%、一番最低のラインになっております。だいたい要因はわかりますが、町長、この落ち込みの要因というのを町長の言葉でお聞かせいただければと思いますし、この自主財源をアップするためにはどういう施策を考えて、今後おられるのかということで、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

ちなみに、私、県内の市町村の決算状況を取ってみましたら、これは令和元年度しか、まだ出てきておりませんが、平均がですね、自主財源の平均が33.4%という平均がですね、熊本県の、なっております。多分、だいたい減少したのは予測しますけども、今後が一番課題と思いますので、町長の言葉をお聞かせください。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 本町では、おおよそですけども、この自主財源につきましては25前後をですね、ずっと推移しとるんですね。今般のこの決算報告につきましては、災害、あるいはそれに関する補助金等々ですね、要因が含まれておるといふうに私どもは思っておるところであります、あと個別、具体的につきましては、財政のほうから答弁をさせたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） それではですね、お答え申し上げます。

町長からもありましたけれども、令和3年度ですね、決算につきましては割合的に自主財源が減っておりますけれども、分母といたしまして、その国庫支出金、あるいは令和3年度につきましては交付税がですね、見込みより多く入っておりますので、総額的に膨らんだ関係で自主財源の割合が下がっているというような状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（宮内道則君） 川尻君。

○11番（川尻成美君） 私も冒頭申し上げましたように、昨年以下はだいたい自主財源というのは30前後で推移しているのは、これはデータでわかっていますので、コロナとか災害の形で予算のやり繰りがあったのかなというふうに理解しますが、要するに自主財源が、今課長が言われましたが、要するに国からの交付税関係が多くなって、財政の比率にはそう20%内になったけども、影響はしないということですか。そういうことで理解しますが、しかしやはり町民の税收、これをいかに高めていくかというのが一番大事なことだというふうに思いますけども、どうでしょうか、税收アップ等に望みといたしますか、アップする町税ですね、これがアップするような施策とかはありませんでしょうか。今年度はどうなるのかなというふうにも思いますし、当面そういうことが大事になるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 御案内のとおり、災害に関しましてはですね、各種税をですね、減免とか免除をかなりしておりますので、それと交付税がどんと増えたということで、数値的にはこうなったということですが、実態としては事業遂行能力とか、経常経費に対する措置につきましてはですね、全く問題ないということで、これはもう年々回復していくわけでありまして、数値から言えば、もう今後は心配ないと思います。

○議長（宮内道則君） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております認定第1号から議案第36号の審査については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に委託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会においては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において各常任委員長から報告を願います。

—————○—————

第17 議案第37号 令和4年度芦北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（宮内道則君） 日程第17、議案第37号「令和4年度芦北町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 議案第37号、令和4年度芦北町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,478万8,000円を追加し、総額を141億137万6,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正を計上しております。

歳出から御説明申し上げます。

予算書は11ページをお開きください。

款2総務費です。項1目5財産管理費の5,489万4,000円は、令和2年7月豪雨で発生した災害廃棄物処理事業に係る災害対策債償還に対する県補助金を減債基金に積み立てるものでございます。

項3目1戸籍住民基本台帳費の520万6,000円の減額は、パスポート電子申請受付のための機器購入費16万8,000円、及び国の補助要綱改正に伴い不要となった交付金537万4,000円の減額です。

款3民生費です。項1目1社会福祉総務費の133万6,000円は、国民健康保険事業特別会計への繰出金です。

目2障害者福祉費の589万4,000円は、障害者自立支援給付費等負担金等の実績に伴う精算償還金です。

目3福祉センター管理費の20万8,000円は、福祉センター体育館天井パネルの一部剥離に伴う修繕料です。

目4高齢者福祉費の208万4,000円は、介護保険事業特別会計への繰出金

です。

項2目1児童福祉総務費の926万2,000円は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための消耗品や備品等の購入に対して保育所等に390万円、学童保育施設等への180万円の補助と、12ページをお願いします。保育所等で提供される給食に対して、新型コロナウイルス感染症等の影響により高騰している食材費分の補助金231万6,000円、及び子ども子育て支援交付金の実績に伴う精算償還金124万6,000円です。

目2児童措置費の1,150万9,000円は、国・県の補助単価変更に伴う補助金86万7,000円の増額、及び子どものための教育・保育給付費負担金の実績に伴う精算償還金1,064万2,000円です。

目3母子福祉費の8万3,000円は、ひとり親家庭等日常生活支援事業補助金の実績に伴う精算償還金です。

款4衛生費です。項1目1保健衛生総務費の78万8,000円は、妊娠出産包括支援事業補助金等の実績に伴う精算償還金です。

目2予防費の4,528万3,000円は、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費、節1の嘱託医報酬32万円から、予算書は13ページになります。節13の運送用トラック借上料39万6,000円までの総額3,713万円と、令和3年度の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金等の実績に伴う精算償還金815万3,000円です。

目5健康増進事業費4万8,000円は、健康増進事業費補助金の実績に伴う精算償還金です。

目6生活排水対策事業費の358万5,000円は、農業集落排水事業特別会計繰出金です。

目9豪雨災害対策費の541万5,000円は、令和2年7月豪雨により被災した漆川内水道組合の飲料水供給施設復旧に対する補助金です。

項2目2塵芥処理費の128万4,000円は、清掃センターの既存トラック修繕料85万円、及びトラック購入価格上昇に伴う43万4,000円の補正です。

款5農林水産費です。項1目1農業委員会費の4万3,000円は、農地利用最適化事業用タブレット端末にセキュリティソフトを導入するものです。

目3農業振興費の72万7,000円は、湯浦鉄まき組合への機械購入に係る補助金です。

予算書は14ページになります。

目4畜産業費の1,604万7,000円は、米田環境保全活動協議会への機械購入に係る補助金55万4,000円、及び新型コロナウイルス感染症等の影響によ

る畜産飼料の高騰に対する補助金１，５４９万３，０００円です。

目８中山間地域等直接支払事業費の２７万６，０００円は、新規１集落、及び面積変更５集落に係る支払交付金の増額分です。

項２目２林業振興費の１，４４３万８，０００円は、森林経営管理事業基金を活用し実施する自伐型林業等による持続可能な森林整備事業委託料１，０４２万８，０００円と、木造住宅建築支援事業補助金２０４万２，０００円、有害鳥獣被害防止対策事業補助金１９６万８，０００円は、申請状況に伴う増額補正でございます。

款６商工費です。項１目２商工業振興費の１，２０２万６，０００円は、新型コロナウイルス感染症の第６波に係る対策として、熊本県が実施した営業時間短縮要請協力金の負担金７３２万６，０００円、及び中小企業者等持続化事業補助金４７０万円の増額補正でございます。

目３観光費の１，１９９万８，０００円は、屋外設置型樽型サウナ、バレルサウナによる観光ＰＲ事業委託料５７万２，０００円と、バレルサウナ購入費３８７万２，０００円、及び町有温泉事業特別会計繰出金７５５万４，０００円です。

目５御立岬公園費の１，０８７万９，０００円は、御立岬温泉センター空調設備の故障に伴う設備更新費用です。

目６物産館管理費の４５０万７，０００円は、物産館肥後うらら冷蔵ショーケースの故障に伴う設備更新費用です。

予算書は１５ページになります。

款７土木費です。項３目３水防対策費の１，８１６万３，０００円は、落雷による芦北第２ポンプ場の修繕料６８６万円と、湯北ポンプ場無線遠隔装置の通信障害に伴う設備更新費８９９万３，０００円、及び豪雨により被災した住宅等の復旧に係る補助金２３１万円です。

目４砂防費の６６０万円は、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンからの移転に対する補助金２件分です。

款８消防費です。項１目４災害対策費の３４８万５，０００円は、防災拠点センター整備に係る基本計画策定業務委託料です。

款９教育費です。項１目２事務局費の１０万円は、奨学資金貸付事業特別会計への繰出金です。

項２小学校費、目１学校管理費の１６７万１，０００円と、項３中学校費、目１学校管理費の１００万３，０００円は、教職員事務負担軽減のために導入する校務支援ソフト「ゆうネット」に係るＩＣＴ機器等購入費用です。

項２小学校費、目２教育振興費の１２９万円と、項３中学校費、目２教育振興費の１３５万円は、新型コロナウイルス感染症対策により増額となる修学旅行費の保

護者負担金を補助するものです。

予算書は16ページになります。

項5目4学校給食施設費の371万8,000円は、新型コロナウイルス感染症等の影響により高騰している学校給食の食材費支援のための補助金です。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算書は8ページになります。

款14国庫支出金です。項1目1民生費国庫負担金の95万3,000円は、過年度分の介護保険料軽減負担金です。

目2衛生費国庫負担金の3,236万7,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金です。

項2目1総務費国庫補助金の3,330万9,000円は、各種感染症対策に充当しています新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,613万3,000円、及び個人番号カード関連事務補助金の補助要綱改正に伴う537万4,000円の減額等です。

目2民生費国庫補助金の302万4,000円は、保育所等の感染拡大防止に対する保育対策総合支援事業費補助金195万円等です。

目3衛生費国庫補助金の476万3,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務費の国庫補助金です。

款15県支出金です。項1目1民生費県負担の47万6,000円は、過年度分の介護保険料軽減負担金です。

予算書は9ページになります。

項2目1総務費県補助金の383万3,000円は、消防施設整備に係る補助金50万円と、飲料水供給施設災害復旧事業に対する球磨川流域復興基金85万5,000円等です。

目2民生費県補助金の71万9,000円は、認定こども園施設整備事業補助金11万9,000円等です。

目3衛生費県補助金の5,489万4,000円は、減債基金積立金に充当する令和2年7月豪雨災害廃棄物処理基金補助金です。

目4農林水産費県補助金の153万1,000円は、農地利用最適化交付金4万3,000円、中山間地域等直接支払事業費補助金20万7,000円等です。

目6土木費県補助金の600万円は、土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンからの移転に対する補助金です。

項3目1総務費委託金の39万7,000円は、パスポート電子申請に係る委託金です。

款 17 寄附金です。項 1 目 1 寄附金の 10 万円は、奨学資金への指定寄附です。

款 18 繰入金です。項 2 目 1 町有施設整備基金繰入金の 340 万円は、防災拠点センター基本計画策定業務に充当するものです。

目 11 森林経営管理事業基金繰入金の 1,042 万 8,000 円は、自伐型林業等による持続可能な森林整備事業に充当するものです。

予算書は 10 ページになります。

款 19 繰越金は、最後に説明いたします。

款 20 諸収入です。項 4 目 2 雑入の 695 万 6,000 円は、御立岬温泉センターへの落雷に係る建物災害共済金です。

款 21 町債です。項 1 目 2 民生費の 30 万円は、保育所等整備事業に係るものです。

目 3 衛生費の 50 万円は、清掃センタートラック購入に係るものです。

目 5 商工債の 1,530 万円は、御立岬温泉センター及び物産館の設備更新に係るものです。

目 6 土木債の 890 万円は、湯北ポンプ場の設備更新に係るものです。

最後に、款 19 繰越金です。歳入歳出不足額 5,663 万 8,000 円に対し、前年度繰越金を充当するものです。

予算書は 4 ページになります。

第 2 表繰越明許費について、説明いたします。

款 4 衛生費、項 2 清掃費の清掃センター車両購入事業 503 万 8,000 円は、年度内完了が困難であるため、翌年度に繰り越すものでございます。

予算書は 5 ページになります。

第 3 表地方債補正について、御説明申し上げます。

児童福祉施設整備事業は 30 万円増額し 2,870 万円に、衛生施設整備事業は 50 万円増額し 450 万円に、観光振興事業は 1,530 万円増額し 8,140 万円に、排水施設整備事業は 890 万円増額し 1,160 万円に変更するものです。利率や償還方法等は、表に記載のとおりです。

なお、17 ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上で、一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第３７号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３７号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第１８ 議案第３８号 令和４年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（宮内道則君） 日程第１８、議案第３８号「令和４年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。長崎住民生活課長。

○住民生活課長（長崎十三男君） 議案第３８号、令和４年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、御説明いたします。

事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ２５５万３,０００円を追加し、総額を３４億２,２９８万７,０００円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は７ページになります。

款１総務管理費の項１目１一般管理費の１５０万１,０００円は、会計年度任用職員を１名新たに採用したことに伴う補正と、未就学児の保険料均等割減額措置に係る国民健康保険システムの改修委託料でございます。

款８諸支出金の項１目５償還金の１０５万２,０００円は、保険者努力支援交付金等の令和３年度の事業実績に伴います国庫負担金等の精算償還金でございます。

次に、歳入につきましては６ページになります。

款５項１目１一般会計繰入金の１３３万６,０００円は、会計年度任用職員の採用に係る経費につきまして、一般会計から繰り入れるものでございます。

款６項１目１繰越金の１２１万７,０００円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

なお、予算書８ページから１０ページに給与費明細書を添付いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第19 議案第39号 令和4年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第19、議案第39号「令和4年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 議案第39号、令和4年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ1,956万円を追加し、総額を24億5,056万円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款5諸支出金の項1目2償還金の1,956万円は、介護給付費や地域支援事業費の令和3年度の事業実績に伴います国庫負担金、県費負担金等の精算償還金でございます。

次に、歳入につきまして6ページになります。

款5県支出金の項1目1介護給付費負担金285万2,000円は、令和3年度の実績に係る追加交付分でございます。

款7繰入金の項1目1介護給付費繰入金208万4,000円は、令和3年度の実績に伴うものでございます。

款8繰越金の項1目1繰越金1,462万4,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第20 議案第40号 令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮内道則君） 日程第20、議案第40号「令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 議案第40号、令和4年度芦北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ1,578万5,000円を追加し、総額を4億2,198万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は9ページになります。

款1 農業集落排水事業、項2 農業集落排水施設管理費、目2 芦北地区農業集落排水施設管理費の218万2,000円は、流量調整槽から配分槽への送水ポンプ交換に係る修繕料でございます。

目7 芦北地区農業集落排水施設更新費の1,224万3,000円は、機械設備更新工事の工事単価が高くなり、工事請負費が不足することに伴う補正でございます。

款2 公債費、項1 目1 元金、及び目2 利子の計136万円は、償還金の借入条件の見直しに伴う補正でございます。

次に、歳入につきましては8ページになります。

款5 繰入金、項1 目1 一般会計繰入金の358万5,000円は、一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

款6 町債、項1 目1 環境衛生債の1,220万円は、芦北地区農業集落排水施設更新費の補正財源として起債するものでございます。

次に、予算書は4ページになります。

第2表地方債補正について、御説明いたします。

農業集落排水施設更新事業1億240万円から、1,220万円増額し、1億1,460万円とするものです。利率や償還方法は、表に記載のとおりです。

なお、予算書10ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第21 議案第41号 令和4年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第21、議案第41号「令和4年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 議案第41号、令和4年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ755万4,000円を追加し、総額を1億3,355万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款1温泉運営費、項1目2温泉観光センター運営費の77万円は、腐食により穴が開いた浄化槽の配管を修繕するものでございます。

目3計石温泉センター運営費の678万4,000円は、源泉の急激な温度低下により熱交換器を改修する必要性が生じたことに伴う施設の修繕料、及び加熱のための燃料費が不足することから、補正するものでございます。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款3繰入金、項1目1一般会計繰入金の755万4,000円は、一般会計から繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第22 議案第42号 令和4年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第22、議案第42号「令和4年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） 議案第42号、令和4年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、総額を2,710万円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書は7ページになります。

款2奨学資金積立金、項1目1奨学資金積立金の10万円は、一般財団法人岩崎育英文化財団からの指定寄附分を奨学基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款2繰入金、項1目1他会計繰入金の10万円は、一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第４２号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４２号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２３ 議案第４３号 芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第２３、議案第４３号「芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第４３号、芦北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い改正するものです。

改正内容は、再度の育児休業取得に係り、条例で定める特別の事情に関する規定を整理し、非常勤職員の子の出生後８週間以内の育児休業の取得要件を緩和するとともに、非常勤職員の子が１歳以降の育児休業の取得の要件について、夫婦交替での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定等を整備しております。

附則として、この条例は令和４年１０月１日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第４３号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４３号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２４ 議案第４４号 芦北町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第２４、議案第４４号「芦北町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第４４号、芦北町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、部落差別の解消の推進に関する法律に基づき本条例を改正するものです。

改正に伴い、新たにあらゆる差別に関する相談体制の充実と、国が行う調査への協力の項目を追加をしております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第４４号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４４号は原案のとおり

り可決しました。

-----○-----

第 2 5 議案第 4 5 号 芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第 2 5、議案第 4 5 号「芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 議案第 4 5 号、芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、御立岬第 2 キャンプ場がオープンすることに伴い、使用料を設定する必要があるため、条例の一部改正を行うものです。

附則といたしまして、この条例は令和 4 年 1 0 月 1 日に施行することとしております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第 4 5 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 4 5 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第 2 6 議案第 4 6 号 芦北町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第 2 6、議案第 4 6 号「芦北町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） 議案第 4 6 号、芦北町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、一般財団法人岩崎育英文化財団から、芦北町奨学基金への指定寄

附 10 万円を受けたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第 46 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 46 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 27 議案第 47 号 工事請負契約の締結について

○議長（宮内道則君） 日程第 27、議案第 47 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第 47 号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、佐敷地区災害公営住宅建設工事（建築）の請負契約締結の承認に係るものです。

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 契約の目的 | 佐敷地区災害公営住宅建設工事（建築） |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 3 億 4,243 万円 |
| | | なお、落札率は 99.8%でした。 |
| 4 | 契約の相手方 | 光進・中村特定建設工事共同企業体 |
| | | 熊本県人吉市下原田町字若宮 1100 番地 |
| | | 光進建設株式会社人吉支店 |
| | | 常務取締役支店長 井上 裕介 |

工事の概要について、御説明申し上げます。

本工事は、令和２年７月豪雨災害で自宅を失われた被災者向けの災害公営住宅（佐敷地区）の９戸分を建設する工事です。

次に、入札の経緯について申し上げます。本工事を確実に施工するためには、県内建築業者１社と町内建築業者１社の合計２社で構成をします共同企業体方式が効果的であると考え、第１グループに県内建築業者Ａ１ランク５社、第２グループに町内建築業者５社を予備選定したところ、共同企業体５社が組成されました。

入札は８月１９日に執行し、仮契約を８月２２日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第４７号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４７号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第２８ 議案第４８号 工事請負契約の締結について

○議長（宮内道則君） 日程第２８、議案第４８号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第４８号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、湯浦地区災害公営住宅建設工事（建築）の請負契約締結の承認に係るものです。

- | | |
|---------|--------------------|
| １ 契約の目的 | 湯浦地区災害公営住宅建設工事（建築） |
| ２ 契約の方法 | 指名競争入札 |
| ３ 契約の金額 | ４億１，１４０万円 |

なお、落札率は９８．７％でした。

4 契約の相手方 熊本県熊本市中央区水前寺公園 28 番 43－501 号

坂口・松下特定建設工事共同企業体

坂口建設株式会社 代表取締役 坂口 洋亮

工事の概要について申し上げます。

本工事は、令和 2 年 7 月豪雨災害で自宅を失われた被災者向けの災害公営住宅（湯浦地区）の 12 戸分を建築する工事です。

次に、入札の経緯について申し上げます。本工事を確実に施工するためには、県内建築業者 1 社と町内建築業者 1 社の合計 2 社で構成する共同企業体方式が効果的であると考え、第 1 グループに県内建築業者 A 1 ランク 5 社、第 2 グループに町内建築業者 5 社を予備選定したところ、共同企業体 5 社が組成されました。

入札は 8 月 19 日に執行し、仮契約を 8 月 22 日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第 48 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 29 議案第 49 号 工事請負契約の締結について

○議長（宮内道則君） 日程第 29、議案第 49 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第 49 号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、芦北処理場機械設備更新工事の請負契約締結の承認に係るものです。

1 契約の目的 芦北処理場機械設備更新工事

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約の金額 2億1,120万円

なお、落札率は98.4%でした。

4 契約の相手方 熊本県八代市豊原下町4102番地2

東設備工業・平山総合建材特定建設工事共同企業体

東設備工業株式会社 代表取締役 東 光則

工事の概要について、御説明申し上げます。

本工事は、芦北処理場の老朽化した機械設備、回分槽ばっ気攪拌装置等の更新工事でございます。

次に、入札の経緯について申し上げます。本設備の設計内容、規模の工事を確実に施工するためには、共同企業体方式をとることが適切であり、その組み合わせについては2社による編成が効果的であると考え、第1グループに県内管工事業者Aランク11社、第2グループに町内管工事業者11社を予備選定したところ、共同企業体11社が組成されました。

入札は8月19日に執行し、仮契約を8月22日に行っております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第30 陳情第8号 ゆたかな学びの実現をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（宮内道則君） 日程第30、陳情第8号「ゆたかな学びの実現をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について」は、先の議会運営委員会

で委員会付託する旨の答申がっております。

お諮りします。ただ今議題となっております陳情第8号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

所管の常任委員会におきましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議において委員長から報告願います。

—————○—————

○議長（宮内道則君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

—————○—————

散会 午前11時20分

令和4年第5回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年9月6日

午前10時 開会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第1 一般質問

（散 会）

2 出席議員（13人）

1番 百 田 翔 吾 君
3番 長 口 隆 君
5番 坂 本 登 君
7番 白 坂 康 浩 君
9番 元 山 秀 志 君
12番 寺 本 修 一 君
14番 宮 内 道 則 君

2番 楠 原 清 照 君
4番 林 田 燿 宏 君
6番 寺 本 順 一 君
8番 草 野 安 道 君
11番 川 尻 成 美 君
13番 岡 部 恵美子 君

3 欠席議員（1人）

10番 宮 尾 秀 行 君

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	松 本 俊 造 君
企画財政課長	白 坂 達 也 君	税 務 課 長	佐 竹 貴 幸 君
住民生活課長	長 崎 十三男 君	福 祉 課 長	池 田 康 浩 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	梶 浩 之 君
商工観光課長	釜 辰 信 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	平 田 秀 臣 君	教 育 課 長	田 代 忍 君
スポーツ・文化振興課長	内 田 照 也 君	コミュニティセンター課長	志 水 哲 治 君
会計管理者兼会計室長	溝 俣 圭 一 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福 田 貴 司 君 次長(課長補佐) 窪 田 和 彦 君

令和4年第5回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	楠原清照	1 令和2年7月豪雨災害における災害ボランティアの活動状況等について	① 被災現場において、災害ボランティアはどのような活動を行ったのか。 ② 災害ボランティアセンターはどのように機能したのか。 ③ 町は災害ボランティアセンターとどのように連携しどのような支援を行ったのか。	町長及び 担当課長
		2 農業集落排水事業の維持管理等について	① 農業集落排水施設の現状はどうなっているのか。 ア. 施設概要 イ. 維持管理の現況 ② 施設の維持管理や更新等についてどのような計画を持っているのか。 ③ 今後の経営方針等についてはどのように考えているのか。	町長及び 担当課長
		3 南九州西回り自動車のインターチェンジ緑地部分の環境美化等について	① 田浦、芦北両インターチェンジ緑地部分の管理の現状はどうなっているのか。 ② 本町のイメージアップ等に資するため当該緑地部分の環境美化等に取り組む考えはないか。	町長及び 担当課長
2	長口 隆	1 中山間地農林業担い手としての自伐型林業者の育成について	① 令和3年9月議会一般質問にてお尋ねした、自伐型林業による担い手の育成について、「先進地の取組みについて研究したい」との答弁であったが、その後どのような取り組みを行ったのか。 ② 芦北町で自伐型林業を施業されている人数は何名か。ま	町長及び 担当課長

			た、平均年齢は何歳か。 ③ 現在、自伐型を含む林業者に対して国、県、町の補助金、助成金等はどのようなになっているのか。 ④ 森林環境譲与税の交付額は年間どれだけあるのか。また、現在基金に積立てられている金額はどれだけなのか。 ⑤ 森林環境譲与税を活用し、IターンやUターン、地域おこし協力隊等若者らの移住を促進するために自伐型林業者として育成していく考えはないのか。	
		2 佐敷城跡の環境整備について	① 国史跡である佐敷城跡の環境整備を図り、イベント等で町外からの利用者も多いしろやまスカイドーム側からの登城ルート及び周囲をきれいに整備する考えはないか。	教育長及び担当課長
3	林田燿宏	1 家庭や地域における子どもの育成について	芦北町では「芦北町小中連携における目指す子ども像の系統表」が作成され、広報あしきたの令和4年7月号に掲載されています。 ① 「芦北町小中連携における目指す子ども像の系統表」について作成の経緯や意図をお尋ねします。 ② 「芦北町小中連携における目指す子ども像の系統表」を基に、芦北町では具体的にどのような取り組みを行っているのかお尋ねします。	教育長及び担当課長
		2 農業の持続的発展と食料の安定供給の	食料安全保障を考えた場合、農業は国の基本です。 ① 耕作放棄地はどの程度ある	町長及び担当課長

		確保について か。また、その対策はどのようなものか。 ② みどりの食料システム戦略は農薬使用料の半減や、有機農業面積を25%に拡大する目標が掲げられているが、有機農業の地域特定を行う考えはないか。 ③ 地域で食料の循環をローカルフード・プロジェクトの取組がありますが、芦北町も食で地域一体となった循環の取組をする考えはないか。	
--	--	---	--

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

定刻前でございますが、直ちに本日の会議を開きます。

宮尾君から欠席届が出ております。

本日の日程は、議席に配付しておりますの議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 一般質問

○議長（宮内道則君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者は3人です。通告書は、お手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、楠原君。

○2番（楠原清照君） 皆さん、おはようございます。

楠原でございます。議長の許可のもとに質問をさせていただきます。

昨夜は、執行部におかれましては、台風災害対応、お疲れでございました。まだ油断なりませんけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

さて、今回まずは令和2年7月豪雨災害関連の質問から入らせていただきたいと思います。

あれから2年が経過いたしました。本町では去年の8月には結構な大雨がありましたし、今年は今年で7月15日に大雨に見舞われ、午前3時頃の佐敷川は非常に危険な水位まで増水したわけでございます。私の家は、この佐敷川沿いにありますので、また洪水になりはしないかと川土手に出て推移を見守り心配しましたが、幸いにも降雨時間が比較的短いこともあって、事なきを得ました。あれがあと1時間連続して降っていたら、非常に危険な状態になっていたと思われます。

また、全国に目を向けますと、去年、静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害が強烈に記憶として残っていますし、今年は今年で8月9日からの東北地方を中心とする大雨により、各地で甚大な被害が発生したことは記憶に新しいところでございます。令和2年7月豪雨災害は数百年に一度といわれる未曾有の大災害だったわけでございますが、全国各地で毎年発生する自然災害による悲惨な被害状況をテレビや新聞等で見ると、被災した方々に深く同情しますし、お見舞いも申し上げ

げたい。また、私自身もボランティアとしてはせ参じ、微力ではございますが、復旧のお手伝いでもできればと、これは本気で思っておるわけでございます。

テレビで有名になりましたが、大分県のスーパーボランティアおじさんと呼ばれておる80代の尾畠春夫さんのような立派な方もおられますので、見習って行動したいと思っています。そのように、私が強く思いますのも、2年前、私は一被災者として2名のボランティアの皆さんに大変お世話になって、何とか復旧させていただき、ボランティアなしでは今の復旧はなかったと非常に感謝している一人だからであります。ボランティアのありがたさが身に染みたわけです。私の母は、献身的なボランティアの姿を見て、思わず人が神、人が仏とつぶやき、手を合わせました。私もそう思います。

そこで、まず通告書1、令和2年7月豪雨災害における災害ボランティアの活動状況等について質問します。①被災現場において災害ボランティアはどのような活動を行ったのか、②災害ボランティアセンターはどのように機能したのか、③町は災害ボランティアセンターとどのように連携し、どのような支援を行ったのか、この3点について質問させていただきます。

次の質問に移ります。農業集落排水施設、すなわち一般的には下水道施設と呼ばれているものですが、本町においては元町長の坂本榮吉氏が一迫一流一施設のスローガンのもとに、町内23カ所を280億円の巨費を投じ整備する計画でスタートしたように記憶しております。そして、昭和63年、芦北地区から順次整備が進められましたが、結局6地区の整備で一応の完了とし、その他の地区については事業効果、財政状況等に鑑み、戸別合併処理浄化槽の整備促進に政策転換され、現在に至っているようでございます。その6地区で最も早く供用開始したのが平成5年、1993年供用開始の芦北地区、伏木氏地区でございました。当時は下水道の管渠を道路下に埋設するため、何年にもわたってあちらこちらで工事が行われていましたが、私たちは受益者分担金をしっかり納め、し尿汲み取りや簡易水洗ではない本物の水洗トイレを使用できる日を待ち望んでいたわけであります。また、水洗トイレこそが都会に伍する文化のバロメーターであった時代です。財政的には大変だったと思いますが、下水道整備によって一気に生活環境がレベルアップしたことは言うまでもありません。

また、もう一つの本来の目的である公共用水域の水質改善も図られました。当時は洗剤による水質汚染が全国的な社会問題になっていたわけですが、本施設がし尿処理に加えて、洗濯や風呂、台所から排出される生活雑排水まできれいに浄化処理する施設であったことで、川に洗濯排水が流れ込み、洗剤の泡ぶくが浮かんでいた状態が徐々に解消されていったことから、水質改善は実感できるものでし

た。ただ、公共用水域の水質改善が図られるということで、不知火海の漁業資源、すなわち魚も復活するのではという淡い期待もありましたが、現在に至るもそこまでは効果がなかったようでございまして、少し不思議に感じておりますが、漁業資源等の問題はまた別の機会にしたいと思います。

とにもかくにも、時が経つのは早いもので、供用開始から29年の歳月があつという間に経過して現在に至っています。インフラの宿命として、何もなく当たり前、逆に不測の事態が発生すれば大問題となるわけで、施設がどんどん老朽化していく中で、機能を損ねることなく、適正に維持管理していくことは、実は並々ならぬ努力があつてこそではないかと思うわけです。

そこで、本日は失礼ながら、普段はその存在さえも忘れているような地味な施設ではありますが、実は生活に欠かすことのできない重要インフラである農業集落排水施設にフォーカスし、質問してみたいと思います。

通告書2、農業集落排水事業の維持管理等についてお尋ねします。①農業集落排水施設の現状はどうなっているのか、②施設の維持管理や更新等についてどのような計画をもっているのか、③今後の経営方針等についてはどのように考えているのか、この3点についてお尋ねしたいと思います。

次の質問に移ります。南九州西回り自動車道は八代市を起点とし鹿児島市に至る、延長約140kmの一般国道、自動車専用道路であります。平成17年、2005年に日奈久～田浦間が開通、そして13年前の平成21年の2009年には田浦～芦北間が開通しました。これが日奈久芦北道路と呼ばれている区間です。また、芦北～出水道路区間では3年前の平成31年に芦北～水俣間が開通しております。現在は出水市までの開通を目指して工事が進められております。そのほか出水阿久根道路や阿久根川内道路、川内隈之城道路、川内道路、鹿児島道路と、それぞれ建設が進められ、全線開通を目指しているところであります。

このような中、本町は幸いにもインターチェンジが田浦と芦北の2カ所があり、日々多数の車がインターチェンジを上り下りしている光景を見るにつけ、大いに活用されているなと感じております。鉄道もちろん大切なわけですが、車社会にあつて、この2つのインターチェンジは事実上の芦北の代表的な玄関口になっているのではと思うわけです。

ところが、ある町民の方から、芦北インターチェンジはいつも草ぼうぼうで見苦しい、どうにかならないのかという相談を受けました。それで、私もそういう目で改めて現地を見て、確かにそうだなと思ひまして、とりあえずは建設課を通じ、管理者である国土交通省に改善を求めるよう言ってもらったわけです。それが効いたのかどうか分かりませんが、芦北インターチェンジでは久しぶりに草刈り作業が実

施されております。

一方、田浦インターチェンジにつきましても、現状は荒れ放題といっても過言ではなく、ぜんそくの原因とも言われているセイタカアワダチソウ等が、その時期になりますと元気よく繁茂している有様であります。私は、本件相談を受けるまでは漠然と草ぼうぼうの状態を認識してはいましたが、それをどうこうというところまでの意識は正直ありませんでした。しかし、一町民のこの相談にはっと気づかされた思いがしまして、これを機にもう一度、本件課題を考えてみました。それで、この高速道路は、今まさに鹿児島までの開通を目指して建設途上であり、全面開通が熱望されている道路であること、そして今後もその重要性は高まるばかりであるという背景のもと、それらを総合的に考えたときに、やはりこの2つのインターチェンジは芦北の重要な玄関口なのでありまして、この本来は管理者たる国土交通省が適正な管理を実施しなければなりません、一方、我が町のインターチェンジでもあるわけです。国土交通省がやらないなら、誰かがそれなりの高い意識でもって、少なくとも手を入れなければいけないのではないかなと思うに至ったわけでありまして、町民の中でも意識の高い人、すなわち感性の鋭い人は、やはりインターチェンジを単なる通過点としてだけではなく、おもてなしの玄関口だということを考えているわけです。町の玄関口を荒れさせてはいけないと思います。それなりの手を入れ、体裁を保たなければいけないのではと考えます。そして、それに気づき、考え、対応することは、一重に我が町の感性のレベルが問われている問題でもあると思います。

そこで、通告書3、南九州西回り自動車道のインターチェンジ緑地部分の環境美化等についてお尋ねします。①田浦芦北インターチェンジ緑地部分の管理の現状はどうなっているのか、②本町のイメージアップ等に資するため当該緑地部分の環境美化等に取り組む考えはないか、この2点についてお尋ねします。

以上、通告書1から3までの質問に対し、御答弁をお願いいたします。

これで、壇上での質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮内道則君） 楠原君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 楠原議員の御質問にお答えをいたします。

質問の主題1の令和2年7月豪雨災害における災害ボランティアの活動状況につきましては、県内から多くの皆様が災害ボランティア活動に参加いただいたこと、また被災者の方々、あるいは被災地を思う皆様の気持ちに対しまして、心から敬意を表しますとともに、改めて厚く感謝と御礼を申し上げたいと思います。本町では1日も早い復旧・復興を成し遂げるため、『自然と共生する安全・安心の「新しい

あたりまえ』を創造する』理念のもと、スピード感をもって復旧・復興に取り組んでいるところであります。

以下、詳細及び残余の質問につきましては、具体的な内容になりますので、担当課長から答弁をさせます。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 主題1の①の質問について、お答えします。

災害ボランティアの活動につきましては、住民の生活再建を最優先事項とするため、住家における土砂等の除去や、被災した家財等の持ち出し、及び災害ごみ仮置場までの運搬等、被災者一人一人に対するきめ細やかな支援が行われ、発災から4日までの7月8日から10月31日まで、延べ7,143人のボランティア活動により、535件の作業依頼を完了しております。

次に、②の質問についてお答えします。

災害ボランティアセンターは、災害発生時においてボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう運営されました。具体的には、被災者からの作業依頼の受付、ボランティアの受付、ボランティアへのオリエンテーション、被災者ニーズとボランティアのマッチング及びグルーピング、また必要な資材の貸し出し等、ボランティアが被災者のニーズに対して早急な活動ができるよう調整機能を発揮いたしました。

次に、③の質問についてお答えします。

芦北町災害対策本部における災害ボランティア対策部は、芦北町社会福祉協議会を中心に構成しており、全町の被害状況など情報共有し、連携を図っております。町は、災害ボランティアセンターを設置・運営する芦北町社会福祉協議会と、救助と災害ボランティア活動の調整事務に係る業務委託を締結し、ボランティアの役割分担、被災者とボランティアのマッチングなど、救助活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、さらに連携を図るとともに、災害ボランティアセンターの機能が効果的に展開できるよう、センター設置場所の選定・提供等を行い、ボランティア活動に必要な資材等の提供の支援も行いました。

○議長（宮内道則君） 平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 質問の主題2の①について、お答えします。

本町の農業集落排水事業は、平成5年度の供用開始から現在まで、家庭や事業所からの汚水による環境汚染の防止、快適な生活環境の保全・整備を行うことを目的に事業を実施してまいりました。

施設概要につきましては、伏木氏地区、芦北地区、米田地区、花岡東地区、内野地区、女島西地区の6地区に農業集落排水処理施設を設置しており、全ての施設に

処理場を設けております。施設全体の管路の総延長は46.4km、マンホールの設置数は1,729カ所、中継ポンプの設置数は46カ所でございます。令和4年3月末の6地区全体の接続戸数は1,305戸、利用者は2,956人であり、地区内人口における農業集落排水事業の水洗化率は83.79%になっております。なお、合併浄化槽を含めた水洗化率は85.58%となります。

次に、維持管理の現状につきましては、管理業者に施設の運転、保守点検、清掃、緊急時の対応等を委託しており、毎月の点検報告により施設の運転状況を確認しています。また、施設の不具合が発生した場合は、昼夜関係なく、警報装置で連絡が取れる体制で対応しております。

次に、②についてお答えします。

維持管理につきましては、引き続き管理業者に委託し、施設の省電力化や管理費の削減により、安定的な運営に努めてまいります。また、老朽化対策としまして、平成25年度から各施設の機能診断を行い、最適整備構想を策定しております。平成26年度には伏木氏処理場の最適化を図るため、今までの処理方式から利用人数に応じた処理浄化槽への転換を行い、令和2年度から芦北処理場において、地方創生污水处理施設整備推進交付金を活用し、電気機械設備等の改修を行っております。来年度以降も芦北地区の管路や中継ポンプの改修を行ってまいります。

次に、③についてお答えします。

現在、農業集落排水事業の運営は、施設の老朽化に伴う修繕費の増大や人口の減少、さらに令和2年7月豪雨災害による復旧費等も重なり、厳しい運営状況となっています。このような中で、維持管理費の削減につながる処理施設の統合や大型浄化槽等への転換等、支出を抑えることで運営の安定化を図りたいと考えております。さらに、国からの要請もあって、公営企業会計に移行することで経営状況を明確にし、その改善につなげていきたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 質問の主題3の①の質問に、お答えいたします。

南九州西回り自動車道の田浦、芦北両インターチェンジ緑地帯につきましては、国土交通省八代河川国道事務所において管理がなされております。緑地帯の除草につきましては、年間で回数を決めての管理ではなく、町等からの要望に対して優先順位を付けた対応がなされております。また、車道周辺の生い茂った草木は、車両の安全確保や景観面の観点から、草刈りや樹木の剪定などを行うとともに、落下物等の改修についても対応がなされております。

次に、②の質問にお答えいたします。

緑地帯は国土交通省所管の道路区域であることから、管理者である国土交通省で

行ふべきものと考えております。なお、当該緑地帯の環境美化等につきましては、国土交通省八代河川国道事務所に要望したいと考えております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

それでは、まず通告書質問1の①の答弁に対し、再質問をいたします。

福祉課長にお尋ねいたします。令和2年7月豪雨災害における住家被害の実態はどのようなものだったのですか。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 住家の被害につきましては、罹災証明書を全体で1,573件、1,870世帯に交付しております。被害区分別に申し上げますと、全壊が73件の74世帯、大規模半壊145件の157世帯、中規模半壊145件の153世帯、半壊626件の786世帯、準半壊150件の185世帯、一部損壊434件の515世帯となっております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） わかりました。そういう大変な被害の中で、災害ボランティアセンターはいつ設置され、いつ閉鎖されましたか。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 災害ボランティアセンターにつきましては、発災2日目の7月6日には設置及び開設され、作業依頼がありました535件中530件を完了した10月4日に閉鎖されております。

なお、事情により、未対応の5件につきましては、芦北町ボランティアセンターへの引継ぎ対応として、10月31日に作業完了しております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

これまでの答弁では、住家1,573件、1,870世帯が罹災した中であって、7月6日、災害ボランティアセンターを設立、535件の作業依頼を受け、10月31日までに全部の依頼に対応したということですね。そして、被災からたった2日後にはセンターを立ち上げたということは、よそは知りませんが、ものすごく素早い対応ではなかったかと思います。

次に、災害ボランティアセンターに登録した人は何人だったのか、また個人や団体での参加だったと思いますけれども、それぞれ何人ぐらい参加したのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 災害ボランティアにつきましては、新型コロナ感染拡大防止のため、県内在住に限っての募集が行われております。登録者は全体で3,412人、内訳は個人が1,588人、団体につきましては小・中・高の学校関係や様々な企業団体等199団体、1,824人となっております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次に、災害ボランティアセンターはどのような体制で運営されたのか、お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 先ほど申し上げましたとおり、災害ボランティアセンターは社会福祉協議会が設置・運営しております。実働といたしましては、令和2年7月豪雨災害時に初めて設置・運営されております。隣接する津奈木町も被災していたことから、センターの設置・運営を効率的・効果的に展開できるよう、芦北・津奈木広域ボランティアセンターとして開設・運営されております。

センター運営の体制につきましては、芦北、津奈木両町の社会福祉協議会に加え、県内11市町村の社会福祉協議会及び水俣市社協が協定しております出水市社協等から応援職員の派遣により運営されました。また、芦北町民生委員・児童委員協議会等、複数の団体からもセンター運営に対するボランティア活動の支援がっております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 津奈木町も含めた広域のセンター組織であり、多くの県内社会福祉協議会の協力と御支援で成り立っていたというわけですね。また、鹿児島県の出水市からも支援があったという話も聞きました。ここら付近の取組がこれまで全く知りませんでしたけれども、今回の質問でよくわかりました。

災害ボランティア関係の質問では最後になりますが、芦北町社会福祉協議会においては、事実上の初めての災害ボランティアセンターの立ち上げと運用ということで、大変ですね、御苦労されたと思いますが、問題点や今後の課題をどう考えていますか。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 平時から、水俣、津奈木、芦北の1市2町の社会福祉協議会で、災害ボランティアセンターの運営訓練は実施されておりましたが、令和2年7月豪雨災害時では、発災からセンター立ち上げまでにおいて、県社協や経験ある県内社協の指導があつて開所に至ったことから、設置、開所までのシミュレーショ

ン訓練も必要であるとのことでした。また、センターの設置場所につきましても、事前に関係機関と協議した上で想定箇所を増やしておく必要性も課題とされています。

令和2年7月豪雨災害では、コロナ禍とあって県内在住に限ったボランティア募集となりましたが、県外からも数多くの問い合わせを受けたとのことでございます。未だ収束が見通せないコロナ禍でのセンター運営につきましても、適宜、状況判断した対応が課題であるとのことございました。

以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 御答弁、ありがとうございました。

私は、先の豪雨から2年2カ月が経過いたしましたけれども、このボランティア活動の実態というものをどうしても一般質問したかったわけでございます。といいますのも、やはりボランティアなくして復旧はなかったということ、暑い中できつい汚い汚れ仕事に、黙々と取り組まれたその姿を被災者の一人として間近に見て、心から感心すると同時に感謝しきれないほど感謝していること、このようなことから一般質問で取り上げ、その活動を正しく評価してあげたい、そして労ってあげたい、感謝の意を伝えたいと強く感じていたからであります。そして、その最前線のボランティア活動をしっかり支えていたのが災害ボランティアセンターであり、社会福祉協議会であり、町からの金銭面も含む支援だったわけです。本当にありがとうございました。

今後の運用について、被災者の一人として一つ提案をさせてもらえれば、ボランティアを緊急速報だと、組織、管理、手配方に分け、初動を緊急速報型ボランティアに任せるといったようなことも考えていただきたいと思います。恐らく現場では詐欺とか、いろいろな問題が配慮されたと思いますけれども、ボランティア登録はちゃんとさせて、登録証や登録バッジを持たせるなどの工夫で、より機動力を生かせる活動ができるのではないかと考えるものです。なぜこういうことを言うかと申しますと、一被災者の実感として、特に被災直後1週間のボランティアの価値というものがあるにありがたいからであります。ボランティアには友人、知人、親戚のボランティアもおります。彼らはボランティアセンターを通じておりませんので、数字には出ておりませんが、最初に活躍したボランティアでした。被災現場は彼らでもっていたのですが、絶対数が足らなかったわけです。とにかくにも基本的に人々の善意による無報酬のボランティア活動及び災害ボランティアセンターの存在が災害復旧に欠かすことのできないものだという認識は揺るがないものになりましたので、今後のためにもどうかさらなる御検討・御改善をいただきますようお願いいたします。

願いしておきたいと思います。

町長、このボランティア活動には、町長の御子息の竹崎和虎県議もですね、自ら何十人も手配し、道具等も揃えて、そしていの一に駆けつけて活動していただいたと聞き及んでおりますけれども、このようなボランティア活動について、一言お願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ボランティア活動の件につきましては、ただ今楠原議員がおっしゃったことに尽きるわけでありまして、今でも思い出すわけです。特にボランティアセンターは公的に設置した組織でありますけれども、県外の方々をコロナ感染拡大防止のために熊本県から受け入れをですね、控えてくれということでありましたが、県外の方々もですね、実は公的センターを通さずに随分来られておられますね。そして、ただ今おっしゃいましたように、県内の人でも通さずに来られた方々を加えると、もう膨大な数になるのじゃなかろうかと思っております。特に、私どもが社会福祉協議会と連携を取ることはですね、最も重要なことでありまして、この社会福祉協議会の会長を中心としてですね、職員一致団結して取り組んできたわけがありますけれども、とにかくニーズと、そしてグルーピングの問題、そしてどう配置していくかということをお大変苦慮されたようでありまして、この社会福祉協議会会長は、この7月6日から10月4日、3カ月間、毎日来たんです、休むことなく。多くの職員もですね、全く休みません。これはもう驚くべきことでありましてね、そういった方々がおられたということをお、この際、私もですね、申し上げておきたいと思っております。

私も現場をずうっと回りましたが、なかなかですね、御高齢の方とか、御高齢の御夫婦の方々、ひとり住まいの方々がいらっしゃいますが、途方に暮れて、もう何日もですね、手も付けられない、そういう方々に出会いました。そこで、直ちに私はもうすぐボランティアセンターに、こういう方々がどこにいたよと、急ぐよというのをですね、何回言ったことか。やっぱりですね、積極的に救助め求められる方、求められない方もいらっしゃるんですね。そういう声なき声をどう救っていくかということ、これがやっぱり大事だなということをお、痛感をいたしました。

それと、高速道路を使って来る方々、高速料金代がかかるわけですね。これはもう連続でですね、ずうっと週に3日も4日もですね、3カ月間来られた方がおられましたけれども、そういった方々が結構おられて、この高速代をどうするかということで、一定の期間、減免されましたものですね、切れた後もまた町から要請して、もっと期間を延ばしてくれということで、そういうこともですね、実は要請もした

ことでありました。今後はそういう方々に思いをいたし、感謝しつつですね、二度とこういう災害が起きないように強靱なふるさとを構築してまいりたいなど、改めて決意をしたところです。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 町長、本当ありがとうございます。

引き続き、通告書2の農業集落排水事業の維持管理等について、再質問させていただきます。

先ほどの答弁で、6地区全体の水洗化率は85.58%ということでしたけれども、各地区別の水洗化率、すなわち人口当たりの普及率ですね、これを教えてください。

○議長（宮内道則君） 平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 合併浄化槽を含めた水洗化率は、伏木氏地区100%、芦北地区86.19%、米田地区84.96%、花岡東地区92.53%、内野地区78.08%、女島西地区81.82%となります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 水洗化で、衛生的で文化的な生活環境となったわけですが、一方、公共用水域、すなわち水路や河川や海ですね、その水質改善のためには、そこにはきれいに浄化して放流していると思いますけれども、放流水の水質管理はどうしているのか教えてください。

○議長（宮内道則君） 平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 各施設において、義務付けられている年1回の法定検査以外に、芦北町では水質維持のため毎月検査を行っております。全処理場の放流水による水質検査の結果は、基準値以下となっており、適正に処理されております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） さらに質問いたします。

処理施設や管路施設の中継ポンプ等の修繕について、具体的にどのように取り組んでいるのかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 施設の修繕につきましては、定期的に運転状況を確認し、絶縁抵抗等の測定を行い、優先順位を決めて次年度の予算措置を行っております。しかし、施設は24時間稼働しておりますので、突発的なポンプの不具合が発生した場合は、補正予算等で早急な復旧を行っております。なお、中継ポンプの制御盤は46カ所ありますが、令和2年7月豪雨災害で26カ所が被災したため、80%補助の災害復旧事業で整備しております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 先ほど答弁ではですね、芦北処理場の更新工事は実施中であるとのことですが、他の地区の更新計画はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） この4地区につきましては、現在、具体の更新計画は策定しておりませんが、今後、地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用した処理施設の更新や、大型浄化槽等への転換など総合的に検討を進めてまいります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次の質問です。

答弁では、大型浄化槽の導入を検討するとありましたが、なぜ大型浄化槽等への転換なのかなど、少し具体的に説明してください。

○議長（宮内道則君） 平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 伏木氏処理場の浄化槽改修工事により、処理場の規模を100人槽から30人槽に縮小し、合併浄化槽に転換しました。その結果、維持管理費を制限できていますので、他の地区でも採用できないか検討してまいります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 答弁ではですね、公営企業会計に移行することでしたけれども、時期はいつ頃を予定しているのかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 令和6年4月1日に地方公営企業法の適用を受け、公営企業会計に移行する予定でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 公営企業会計に移行して、何がどう変わるのかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 平田上下水道課長。

○上下水道課長（平田秀臣君） 官公庁会計は現金の収入及び支出の事実に基づいて、経理記帳される現金主義会計であります。公営企業会計は資産管理を導入することで、経営に収益がどの程度必要なのか判断しやすくなり、今後の長期的な財政計画等の策定に生かすことができます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございました。

この質問の2をまとめてみたいと思います。私は、この農業集落排水施設、すなわち下水道施設は、当然のことながら、もはや上水道施設と同じ、なくてはならない重要インフラであると思います。維持管理は大変だと思いますが、生活環境の改

善と公共用水域の水質保全という環境の改善に寄与していることは間違いのないところですので、施設が老朽化しても、適切な維持管理や施設の更新により、安全で安定した持続可能なインフラ施設にしてもらいたいと思います。

今後、企業会計へ移行するとのことでございますけれども、それは取りも直さず、その経営は基本的に独立採算でやれということを意味しておるわけですが、一方でインフラ自体を長期的な視点で計画し、建設改良更新するこの資産管理もしっかりやれということでもあるわけです。従いまして、収支改善のみに目が行きすぎ、それがために施設の安全が脅かされることのないよう、日常の維持管理や施設の更新に必要な財政的な手当はしっかり考えていただきたいと思います。

企業会計とはいいいましても、公営企業会計でございます。民間企業とは根本的に思想が違うと思うわけです。安全・安心、環境優先の思想のもと、経営していただきたいをお願いしておきます。

また、企画財政課長には答弁は求めませんが、金額的に幾らかかろうと、やらねばならぬことはやらねばならぬわけです。先ほどの答弁でもおわかりのように、前向きでやる気満々の平田課長でありますので、しっかり支えていただきたいと強くお願いしておきます。

町長、私は公営企業会計への移行も結構でございますが、下水道関連インフラはですね、資産である施設の更新等に、少なからず費用がこれからもかかってくると思いますので、これに適切に対応しながら、健全な経営をしていかなければならないと感じております。そのためには、自助努力も大事なんですけれども、やはり維持管理に対する国・県のこれまで以上の、つまり補助対象の拡大や、補助率を上げていただくなど、制度的御支援がどうしても必要だと思います。どうか町長におかれましても、国等に強く働きかけをお願いしたいと思いますが、町長の御所見をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ライフラインのですね、普段はなかなか目に付かない部分でありますけれども、実はこれはもう御存じのとおり、全国的な課題でありまして、国もこれには取り組んでいるのは事実でございます。しかし、かといって地方自治体でやらなければいけないこともたくさんございます。答弁でもありましたように、施設の統合、これもですね、大事であろうかと思ひますし、また大型の合併浄化槽への移行、市町村管理型もありますし、個人型もありますけれども、そういう案も含めたいと思います。

実は、これは6カ所で今終わっていますけれども、7カ所目はですね、御存じと思いますが、大野地区農業集落排水、もう住民説明会も済んで、何度も済んで、いざ

実施という段階になったのでありますが、1件当たりの投資額が数千万円に及んだわけですね。そこで、財政の見直しをやりまして、ここは中断のやむなきになりました。もし、これが実施されていればですね、我が町のこの集落排水関係は、あるいは破綻していたかも知れません。折から、厚生労働省の所管でありました合併浄化槽が非常に浄化能力が向上してまいりまして、これでも行けるということになりまして、これに切り替えて、大野地区の方々は今この個人合併浄化槽のほうにですね、切り替えて現在あるわけでありましたが、そういうのも含めまして、やらなければいけないことはやらなければいけないわけですから、しっかりとですね、県・国にも対応してまいりたいなと思っておりますので、いい知恵があったら是非一つアドバイスいただきたいと思います。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

それでは、質問3の再質問をいたします。

町は、2カ所あるインターチェンジをどのような存在と位置付けているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

南九州西回り自動車道は、通行量が多い高規格幹線道路であり、御立岬公園や道の駅をはじめとした観光施設へのアクセス道路となっております。このようなことから、田浦・芦北インターチェンジにつきましては、観光客等の入り込み客を迎え入れる町の玄関口であると、そのように考えているところでございます。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

各インターチェンジの交通量を教えてください。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

調査をされた直近のデータが平成27年11月19日となっておりますので、その数値を申し上げます。田浦インターチェンジの24時間通行量が1万2,802台、そのうち日中の12時間が9,578台となっております。芦北インターチェンジにつきましては、24時間の通行量が1万2,255台、そのうち日中12時間が7,687台となっております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

次にですね、西回り自動車の工事の進捗率を教えてください。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

八代市から鹿児島市までの南九州西回り自動車道の総延長が約142kmとなっております。そのうち、水俣～出水間の16km、それから阿久根～薩摩川内間の22km、合計38kmになりますけれども、その部分を除く、供用開始区間が約104kmとなっており、工事の進捗率は73.2%ということになっております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 全線開通としたときですね、西回り自動車には幾つのインターチェンジができるんですか。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

八代南インターチェンジから鹿児島西インターチェンジまでの全25カ所となっております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

西回り自動車は、全線開通すれば全長142km、その間には25カ所のインターチェンジが存在し、現在の工事進捗率は73.2%ということがわかりました。あと何年で全線開通するのかは知りませんが、そう遠くない将来、必ず開通するはずですよ。

私は、インターチェンジのようなところにもですね、明確に地域間競争というものがあるのではないかと思います。来訪した方々がインターチェンジを下ってきたとき、環境整備がなされておれば、やっぱり芦北は違うなと思ってもらえるのではないかと思います。

また、車で頻繁に通行している町民やインター周辺に住んでいる町民の皆様も気持ちがいいはずです。環境改善や環境整備の一環として、インターチェンジ緑地部分について、花の植栽など、環境美化に取り組む考えはありませんか。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、緑地帯の環境美化につきましては、国土交通省で行うべきものと考えておりますので、インターチェンジ周辺での花の植栽等の環境美化について、まちづくりの一環として関係する行政区やボランティア等の方々との連携により取り組めないか検討してまいりたいと思います。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

私はですね、インターチェンジの緑地部分について、どうにかしてほしいと考えて質問したわけですが、答弁では周辺環境美化を検討することになるので、それはそれで大変結構なことではないかと思っておりますので、よろしく御対応をお願いしたいと思います。しかし、何と言いましても、現状が現状でございますので、まずはインターチェンジ緑地部分の国土交通省管理部分につきましてはですね、国土交通省において、少なくとも年2回程度の草刈りぐらいはですね、しっかりとやってほしいのであります。彼らにはですね、自分で造った施設をいつくしむ気持ちが今一つ見えないのであります。これもまた問題です。改めて国土交通省に強く要望してもらえませんか。

○議長（宮内道則君） 白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） お答えいたします。

田浦・芦北インターチェンジにつきましては、町の玄関口でありますので、景観等の観点からも継続的な除草の実施を要望していきたいと思います。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

私は、今回のインターチェンジ周辺の草ぼうぼう状態について、一町民から指摘されるまで問題意識をもてなかったことはですね、町議として、また政治家としての感性がまだまだだったなと少し反省しております。本来、政治家や行政マンは、一般町民の皆様より鋭い感性をもっていないと、気づきが遅れますし、何が問題なのかもわからないまま、やり過ごしてしまう場合もあります。だからこそ、町長も前々から感性を磨けとおっしゃっていたと記憶しております。全部に目は届かないにしても、できるだけ町民ニーズを先取りして、対策を講じなければならないのではないかと思います。また、そのようなところを補完するのも我々町議会の役割ではないかと思うわけです。

南九州西回り自動車道は、昭和62年6月30日に閣議決定された第4次全国総合開発計画に基づき、九州縦貫自動車道の路線から外れた当ルートが計画路線として定められた経緯がございます。今、当たり前のよう通行し、利用していますが、この地に高速道路を持って来れたことは、当時の関係者の皆様の本当に並々ならぬ御努力があったわけです。ですからこそ、大事にせねばならないし、感謝せねばならない、そういう気持ちを持たねばならないし、その上で活用しなければならないと思うわけです。そして、その気持ちの表れこそがインターチェンジ周辺の環境美化やその他の環境整備にも現れてくるのではないかと思います。

西回り高速自動車道に、25カ所のインターチェンジがあるのなら、芦北と田浦のインターチェンジの周辺環境は、いつ行っても1、2位を争うほど素晴らしいと

言われるよう差別化を図っていただき、環境への目配り、気配り、心配りをこれまで以上にお願いしたいと思います。

町長、最後になりますが、この件につきまして、一言お願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 実は、インターチェンジだけでなくですね、高架橋の下とか、あるいは明かり部分に走っている高速道路の路端の部分ですね、ここも実は同じ状況なんです。それで、グラウンドゴルフ場に使ったりですね、駐車場、その他多目的にですね、強い要請があつて出来たところもありますが、概ねそのような状況であります。実は、もう再三再四ですね、言っておりますが、予算がない、予算がないであります。しかし、これでは際限がありませんので、我々がやれるところはどこまでやれるか、そして国交省ですね、これは少しちょっと今まで以上にですね、プッシュしてみたいと思いますので、今の勢いをいただきましたので、バンとやってみまいります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 町長、一発お願いしますわ。ぶちかましてください。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内道則君） 楠原君の質問が終わりました。

次に、長口君。

○3番（長口 隆君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

令和3年9月議会でも申し上げましたが、芦北町では平成17年1月に、未来につなげる芦北町農林漁業振興基本条例を竹崎町長の強い熱意のもと、全国でもいち早く制定され、基本理念に基づいて本町の基幹産業としての農林漁業の振興の方向性を示されております。

基本理念の文言は、1つ、自然条件等地域の特性を活かした収益性の高い安定した農林漁業経営を持続的に発展させる。2つ、町民の健康を確保する上で、町民への安全で安心、かつ良質で安定的な農林水産物の供給を図る。3つ、農林漁業の多様な役割を十分認識し、生産の基となる豊かな自然環境の再生と保全の取組を進める。以上、3項目が示されております。この条例の基本理念が、豪雨災害からの創造的復興の指針となり、農林水産業の再生・復興・発展を成し遂げることを信じ、質問に入ります。

質問主題1、中山間地農林業担い手としての自伐型林業者の育成について。①令和3年9月議会一般質問にてお尋ねした自伐型林業による担い手の育成について、先進地の取組について研究したいとの答弁であったが、その後、どのような取組を

行ったのか。②芦北町で自伐型林業を施業されている人数は何名か。また、平均年齢は何歳か。③現在、自伐型を含む林業者に対して国・県・町の補助金、助成金はどうなっているのか。④森林環境譲与税の交付額は年間どれだけあるのか。また、現在基金に積み立てられている金額はどれだけなのか。⑤森林環境譲与税を活用し、IターンやUターン、地域おこし協力隊等、若者等の移住を促進するために、自伐型林業者として育成していく考えはないか。

主題2、佐敷城跡周囲の環境整備について。国史跡である佐敷城跡の環境整備を図り、イベント等で町外からの利用者も多いしろやマスカイドーム側からの登城ルート及び周囲をきれいに整備する考えはないか。

以上、登壇しての質問を終わります。再質問は質問席にて行います。

○議長（宮内道則君） 長口君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 長口議員の御質問にお答えをいたします。

質問の主題1の中山間地農林業担い手としての自伐型林業者の育成につきましては、米中の木材需要の高まりや新型コロナウイルス感染症による外国産木材の輸入が減少をいたしまして、国内の木材需給が逼迫いたしました。いわゆるウッドショックであります。これを受けて、国産木材の価値を見直す動きが出ております。これを一過性の事象とすることなく、持続可能な国産木材の供給を促進するために、森林環境譲与税を有効に活用し、森林整備や木材利用の促進、人材育成など森林施策を進めてまいります。先般、補正予算で議決いただきました自伐型林業等による持続可能な森林整備事業は、森を守り育てながら、森林資源の循環的利用を推進できるものであると考えております。

なお、具体的な内容につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問の主題2について、お答えいたします。

しろやマスカイドーム側からの登城ルート及びその周辺については、定期的に下払い等を行い、登城に支障がないよう適切な維持管理に努めているところでございます。今後、佐敷城跡への利便性や安全性が向上するよう検討してまいります。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 質問の主題1の①について、お答えいたします。

自伐型林業の先進地の研究につきましては、自伐型林業を推進する高知県や高知県佐川町、徳島県美波町の取組を調査し、その取組を支援するNPO法人自伐型林業推進協会と協議を行っております。

次に、②についてお答えいたします。

芦北町に厳密な意味での自伐型林業者はおられませんけれども、自伐林業を施業されている方は9名で、平均年齢は68歳です。

次に、③についてお答えいたします。

自伐型を含む林業者に対しての国・県・町の補助金につきましては、植栽、下刈り等に対し、「再造林等促進事業補助金」、間伐材の搬出・運搬に対し、「くまもと間伐材利活用推進事業補助金」、作業路の改良に対し、「作業路改良事業補助金」、作業路の舗装に対し、「林道・作業路整備舗装事業補助金」を補助しております。

次に、④についてお答えいたします。

令和3年度の森林環境譲与税の交付額につきましては3,907万7,000円で、令和3年度末の基金積立残高は8,160万357円となっております。

次に、⑤についてお答えいたします。

自伐型林業を推進していくため、移住促進や地域おこし協力隊の活用など、外部からの担い手確保は方策の一つとして認識をしております。この場合、移住者に対しては、古石地区などの自伐林家の方やNPO法人自伐型林業推進協会と連携し、初心者研修や現地での作業研修を通し、技術の習得や育成を図るなど、定着に向けた支援が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 長口君。

○3番（長口 隆君） 主題1の①については、高知県佐川町、徳島県南町の取組を調査し、その取組を支援するNPO法人自伐型林業推進協会と協議を行っているとの答弁がありましたが、具体的にはどのような協議をされたのか、関連がありますので、後段の④、⑤とまとめて再質問をさせていただきます。

②自伐型林業を施業されている方は9名で、平均年齢は68歳ということですが、後継者がいる方は何名おられますか。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 後継者の件でございますけれども、自伐林業の後継者につきましては、現在のところ、後継者がいらっしゃるという話は聞き及んでおりません。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 長口君。

○3番（長口 隆君） 現在、自伐林業を施業されている方にも後継者はおられないとの答弁ですが、一次産業である農林水産業に共通しているのではないかと思います。私も自伐林業を施業されている方からお話を伺いましたが、現在70歳を超えてい

て、あと10年できるだろうかと担い手政策を切望されていました。是非、取組を進めていただきたいと思います。

続きまして、3番の林業には国・県・町より、さまざまな助成があることは理解できましたが、その周知はどのようにして行っているのか。また、林道作業路整備については、単年度で上がってくる要望額に対応できていますか。また、自伐林業を施業しておられる方の2.5m幅の管理作業道は補助の対象になっておりますか、お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 補助の周知についてということでございます。林業助成の周知につきましては、林業に関わる関係者の方に対しまして、随時お知らせをしているところでございます。

林道作業路整備につきましては、前年度に要望を伺いまして予算化しておりますので、その要望には対応できておると考えております。

また、林道の幅員の話でございますけれども、現在、幅員につきましては、3m以上という幅員を原則として補助を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 長口君。

○3番（長口 隆君） 自伐林業を施業されている方の2.5m幅の作業道にも助成対策を進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、④⑤の森林環境譲与税については、今年2月5日の日本農業新聞に掲載された記事によりますと、5割が未支出で、基金に積み立てているそうです。芦北町も基金に8,100万円積み立ててあり、昨日の本会議で補正予算も可決されましたが、森林環境を守り、林業振興に役立つ原資として活用されるものと思います。

芦北町の4割強の面積で人口が1万2,000人の四国の山間の盆地である高知県佐川町では、山の管理を20年間無料で行う契約を町が山林所有者と結び、管理業務を自伐型事業者へ委託するマッチング事業を始めて、自伐型林業推進政策を7年間続けたところ、50人以上の林業参入者を創出し、そのうち30人程度が移住者という成果が出ております。現在の委託面積は625ha余りということです。芦北町の調査では、455名の方、832haが町への委託管理の希望があったと、昨年9月議会で答弁がありましたが、佐川町の面積を上回っております。民有林の人工林面積も1万1,875haあることから、町が佐川町のような取組をすると、農林業の担い手として中山間地コミュニティ維持の人材確保につながり、新たな所得を生む生業としての林業の構築ができるのではないかと期待しております。

芦北町過疎地域持続的発展計画によりますと、町の人口は12年後の2035年には1万1,340人、2040年には9,899人で、1万人を割り込む見通しです。この急激な下降線になるべく緩やかになる政策が急務であります。担当課による現在までの協議・検討はどの程度進んだのかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） NPO法人自伐型林業推進協会との協議の進捗ということでお尋ねでございます。

まず、協会が全国各地で自伐型林業を推進・支援している実績を参考に、本町は森林の乱伐が進んでいないことや、古くからの個人林家が複数いらっしゃるなど、自伐型林業に取り組める条件が整っているということが確認できております。現在、本町の実情に沿った事業化の可能性や方向性について協議、検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（宮内道則君） 長口君。

○3番（長口 隆君） 農林水産課では、高知県佐川町で取り組まれている政策を調査され、NPO法人自伐型林業推進協会と協議をされているとの答弁でしたが、積極的な対応、大変心強く思います。

森林は森林所有者の財産であります。芦北町にとっても貴重な財産であります。この財産の価値を高めながら活かし、町の活力が出てくる施策として、自伐型林業に取り組む若者を芦北町に呼び込み、育てる必要があると思います。自伐型林業は山林に2.5m幅の管理作業道を1ha当たり200mから300m入れ、1割から2割弱の間伐を10年ごとに繰り返し管理する林業形態です。立木数は減りますが、材積は増加し、山林の価値は上がります。水処理がきちんとできていて、砂防や治山効果を発揮する使い続けられる壊れない作業道を適切に敷設します。

佐川町では、この管理作業道に1m当たり2,000円の助成を行っているということです。現在、山林所有者の中には、育林のため、台風などで倒木が出る強度な間伐ではなく、緩やかな間伐を自己負担できないかと思っている方が多数おられると思います。佐川町のように、それらを自伐型林業に取り組む若者を育て、山林所有者とマッチングする事業を町が行い、発展させることができるのではないかと思います。自伐型林業者は、管理作業道助成金や間伐で得る木材代を主たる収入としますが、木材代の1割は山林所有者に還元される制度であるということです。この施策は、森林環境を改善し、山林所有者よし、自伐型林業者よし、芦北町よしの、三方よしの施策となると思います。

農林水産課でも課長を中心に積極的に取り組み、調査を進められているようです。

が、サテライトオフィス等企業誘致による移住者の増加に熱心に努力されている町長の見解をお伺いします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そもそもこういう論議をですね、今、国民的論議になつとるわけでありすけども、もとはといえば木材の輸入の自由化したというのがですね、根本でありまして、この木材の輸入自由化をですね、制約を加えていけば、かなり救われたはずであります。これを完全自由化したためにですね、我が国の国土は75%前後森林といわれています。もうこれが荒廃し、木材関連のですね、生業は成り立たないというのは目に見えていたんですよ。ところが、国がこれを実施してしまいましてね、それで今、大変な苦勞をしています。北欧なんかに行きますと、森林王国です。そういうところはですね、立派にですね、生業として成り立っているわけですね。やはり、明らかに国策の失敗が地方にしわ寄せが来ておるということでありまして、由々しき事態であると思っております。これは、私どもも芦北町の森林面積が80%ありますので、そして人工林については、おっしゃったとおりでありまして、これをしっかり守っていく、育てていく、そして自伐型がですね、定着するようにしていかなければいけないと思います。困難な壁がたくさんございます。

この森林環境譲与税がですね、森林環境税に前倒しして、これは令和元年度でありましたかね、出てきました。当分の間は、いきなり来ましたから、前倒しで。どこの自治体もですね、使い道がわからなかったんですね。森林整備計画はありますけども、別途来た。当面はですね、基金にして、その間、計画を立てようということで、本町ではアンケート調査を実施してきたわけでありまして、だいたい森林所有者の方々の意向が把握できました。以下、答弁、そしてまた御指摘いただいたとおりでございますので、これを精査し、効率よくですね、構成をして、林業振興につなげていきたいというふうに思っております。

今後ですね、なお一層、先進地の視察をですね、実施することによって、そこから学べるもの、しっかりと掴んでまいりたいと思いますし、総務省が行っております地域おこし協力隊ですね、今、ふるさと回帰型のそういう若い人たちが増えておりますので、こういうのも活用しながら、きちっとですね、真正面から取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（宮内道則君） 長口君。

○3番（長口 隆君） 町長の熱心な答弁、ありがとうございます。

それでは、主題2の質問に移ります、

日ごろから下払い等の維持管理は行っているということですが、登城ルートをは

じめ、佐敷城跡全体の樹木が成長しています。そこで、足元に日が差し込み明るくなるように、樹木の間伐及び伐採等を行う考えはないかお尋ねいたします。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 現在、樹木の間伐や伐採等は、佐敷城跡保存管理計画の基準に照らし合わせて、民間に支障を来すような箇所から計画的に実施しているところでございます。今後は、議員から御指摘ありましたとおり、通常の維持管理に加えて、佐敷城跡の保存及び景観が向上するよう、適切な環境整備に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（宮内道則君） 長口君。

○3番（長口 隆君） 今後は、景観が向上するよう、樹木の適切な環境整備に取り組んでいくということですので、しろやまスカイドーム側にも登城案内板などを設け、国史跡である佐敷城跡に安心して登城できるよう、努めていただきたいと思います。また、地元住民も気軽に利用できるような、親しみのある散歩コースになるよう期待するところです。

佐敷城跡のさらなる魅力向上につながる整備をお願いし、質問を終わります。

○議長（宮内道則君） 長口君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩をいたします。11時35分から会議を再開いたします。よろしく願いいたします。

—————○—————

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

—————○—————

○議長（宮内道則君） それでは、皆様お揃いでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、林田君。

なお、林田君の一般質問は正午を過ぎても継続し、最後まで行いますので御了承いただきたいと思います。

○4番（林田耀宏君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは、台風11号の影響で、昨日、午後3時より避難所が開設され、竹崎町長をはじめ、町職員の皆様方には大変お疲れ様でございました。今回、湯浦地区を回りましたけども、ちゃんとテントは一人一人個室で完備されており、また福祉センターが初めてペット用として開設されたり、避難所も随分と改善されたということで、地元からも嬉しい声も届いております。まず、職員の皆様、本当にまずもって

感謝申し上げます。

ところで、私、今年、古希を迎えました。私が生まれた昭和27年、1952年、同じ年にサンフランシスコ講和条約が発効され、今年70年になります。この年、ようやく主権を回復し、独立国となりましたが、終戦後の7年間、GHQの占領下におかれ、日本社会が改造されてきました。

当時の修身教育、いわゆる道德教育の中に、12の徳目というのがあります。それは親を大切にしよう、兄弟姉妹は助け合いましょう、夫婦はいつも仲睦まじくしましょう、友達同士信じあい大切にしましょう、自分の言動を慎みましょう、周りの人を広く愛しましょう、勉強し職を身に付けましょう、知識を高め才能を伸ばしましょう、人間性の向上に努め道德心を養いましょう、世のため人のために働きましょう、社会のルールを守りましょう、国のために真心を尽くしましょうという道德の根本、教育の基本理念などが学校教育で教えられておりました。これは明治天皇が国民教育の基本を示され、熊本藩の元田永孚らが起草に当たった教育に関する勅語、いわゆる教育勅語です。海外でも随分評価されまして、当時の元ドイツ連邦のアデナウアー首相は首相の執務室に、またアメリカのダラス大学の学長は学長室にそれを貼っていたと言われております。

今はどうでしょう。子どもや家庭内に関する事件が毎日のように報道されて、心が痛みます。令和2年度の子どもの自殺者が10年で2.7倍、400人を超えました。不登校は19万人以上とあります。自殺者のうち、原因の不明が218名ですが、53人は家庭不和とあります。夢と希望に満ち溢れた子どもの心に何があったのでしょうか。今、日本は心より経済優先の社会形成になっているように感じます。

平成18年には教育基本法が改正され、家庭教育が新設されました。芦北町では、「すべては次代を担う子どもたちのために」を目標に、子どもたちのさまざまな施策が取られています。特に論語の素読や空手道等、人間形成を目指す教育が取り入れられ、未来を見据えた教育がされていますことに敬意を表します。

家庭は教育の原点であり、全ての出発点であります。熊本県では熊本家庭教育10箇条をはじめ、家庭教育に関する取組を行っております。

そこで、主題の1、家庭や地域における子どもの育成について質問します。

芦北町では、「芦北町小中連携における目指す子ども像の系統表」、ただ今、議長の許可を得てですね、お手元に配付をしております。これが作成されまして、広報あしきた、令和4年7月号に掲載されています。

そこで、①「芦北町小中連携における目指す子ども像の系統表」について、作成の経緯や意図をお尋ねいたします。②「芦北町小中連携における目指す子ども像の

系統表」をもとに、芦北町では具体的にどのような取組を行っているのかお尋ねいたします。

続きまして、主題２、農業の持続的発展と食料の安定供給の確保について質問します。

コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻、また気候変動、円安等の影響により、種、食料、化学肥料、またエネルギーの高騰が続いております。また、生産国が自国のために備蓄し、輸出を制限することも懸念されており、今まさに食糧危機といえるのではないのでしょうか。食料自給は国防でもあり、食とエネルギーは自国で賄うことが国の安全保障だと考えます。私も今まで国のことは国がするものと思い、そういった質問は避けてきましたが、今回のコロナ、ロシアのウクライナ侵攻で私たち国民が直接影響を受けることになり、さまざまなことが露呈してまいりました、これは国だけの問題ではなく、地方の問題でもあります。そして、いよいよローカルファーストの時代が来たなという感じがいたします。

農水省は２０２１年、令和３年度３月第四次食育推進基本計画で取組べき施策として、地方公共団体はその推進に努める。学校における農林水産の体験推進、地産地消の推進、食品関係事業等による食育の推進、その中で減塩食品や健康に配慮したメニュー開発など、健康寿命の延伸に資する取組を行うことが重要で、そのため地域の農林水産業を活用し、地域の食文化や健康などにも配慮した持続的な取組、いわゆるローカルフード・プロジェクトの創設を推進するとあります。

生産者、食品企業の関係者、行政、そして消費者が、自分たちの居住している地域を再確認し、そこで作られている農作物や地域の食材生産から加工、流通、消費に至るまでの仕組みで、食のシステムの再構築と、また職、雇用にもなります。大切なことは、種から消費まで地域で食にかかる全ての人を守り、環境を守り、健康を守って、うまく連携していく必要があると思います。

そこで質問です。食料安全保障を考えた場合、農業は国の基本であります。①耕作放棄地はどの程度あるのか、またその対策はどのようなものか。②６月議会で楠原議員が質問いたしました、「みどりの食料システム戦略」は農業使用料の半減や有機農業面積を２５％に拡大する目標が掲げられているが、有機農業の地域特定を行う考えはないか。③地域で食料の循環を促すローカルフード・プロジェクトの取組がありますが、芦北町も食で地域一体となった循環の取組をする考えはないか。

以上、主題として２問質問させていただきます。２回目は質問席よりさせていただきます。

○議長（宮内道則君） 林田君の１回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 林田議員の御質問にお答えをします。

質問主題 2 の農業の持続的発展と食料の安定供給の確保につきましては、現在、食料自給率の低下、農業者の高齢化、農地面積の減少、また新型コロナウイルス感染拡大及びウクライナ侵攻による食料供給上のリスクの高まりなど、食料、農業をめぐる状況が大きく変化をしております。

このような状況の中、生産者、流通・加工業者、消費者、行政などが、地域で食と農をつなぎ連携し進めていくことは重要であると認識しております。本町におきましては、「未来につなげる芦北町農林漁業振興基本条例」を制定しておりますので、この理念に沿って各種の事業を進めてまいります。

具体的な内容につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問の主題 1 の①について、お答えいたします。

子どもたちを取り巻く環境や、学校側が抱える課題は複雑・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働への取組が急務となっております。

このような中で、国における法改正、学習指導要領等の見直しがあり、子どもたちの豊かな成長に必要な「社会総がかりでの教育の実現」を図ることが示されました。

このようなことから、学校と地域が連携・協働して取り組んで進めていくためには、学校と地域がどのような子どもを育てていくのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有することが大切になります。

そのため、本町では、学校、家庭だけではなく、地域で具体的な育ちの目安を共有できるよう、令和 2 年度に「目指す子どもの像の系統表」を作成し、学校で活用しているほか、町の広報紙にも毎年掲載し、啓発を図っているところでございます。

次に、②についてお答えします。

本町では、「芦北町小中連携における目指す子ども像の系統表」を基に、学校と地域が同じ目標やビジョンを持ち、子どもの成長に関われるように、今年度からコミュニティ・スクールと地域学校協働本部を立ち上げ、学校と地域が連携・協働しながら、子どもの健全な育成を支える土台を作りました。

なお、詳細につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 田代教育課長。

○教育課長（田代 忍君） コミュニティ・スクールの取組について、お答えをいたします。

コミュニティ・スクールは、学校、地域、保護者が参加する学校運営協議会を設

置した学校になります。協議会では、参加した委員が、子どもたちの成長や学びを議論の中心にして、それぞれの立場で意見を述べることができます。本町では、中学校区ごとに3つの協議会を立ち上げ、それぞれの校区で中学校卒業までにどのような子どもを育てていくかといった目標やビジョンを学校と地域が共有し、子どもの成長に関わっていきます。

このように、地域住民が学校運営に責任と権限をもって参画することで、学校に地域の力を取り入れ、学校だけでは解決困難なさまざまな課題解決に努め、地域とともにある学校づくりへの転換を図っていくこととしております。

○議長（宮内道則君） 志水コミュニティセンター課長。

○コミュニティセンター課長（志水哲治君） 地域学校協働本部の取組について、お答えいたします。

地域学校協働本部は、地域の方々、保護者、PTAなど、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互に連携、協働して、さまざまな活動を行います。

本町においては、令和3年度まで田浦中学校区で行っていた地域学校協働活動を、今年度から佐敷中学校、湯浦中学校へと上げたものでございます。活動内容としては、授業支援、体験活動支援、環境整備支援、放課後子ども教室、家庭教育支援、地域活動などがあり、さまざまな活動を通して学び、考える力を育み、地域全体で子どもたちの成長を支える活動となります。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 質問の主題2の①について、お答えいたします。

本町の農地面積1,440haに対し、耕作放棄地は170haで、11.8%となっております。耕作放棄地に対する対策としましては、農地への復元及び農作物の作付けを行う農業者に対しまして、芦北町耕作放棄地対策事業補助金を交付しております。また、耕作放棄地を増やさないための取組としまして、高齢により耕作を継続できなくなった農地を熊本県農業公社が仲介して斡旋する農地中間管理事業や、貸し借りや売買を希望される農地を町のホームページで公開しております。

次に、②についてお答えいたします。

有機農業を推進し面積を拡大するには、農薬の飛散防止、病虫害の蔓延防止など、栽培管理などの課題がございます。現在、国が公表予定であります「みどりの食料システム法に基づく基本方針」の中で、区域の設定や農業者同士が栽培管理についての協定を締結できる制度を創設する予定となっておりますので、国の方針に合わせ、区域の設定などの検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、③についてお答えいたします。

生産者と消費者を結び付け、地元食材を地域で活用することは、地産地消の観点から重要なことであると捉えております。現在、本町においては、学校給食や物産館での利用など、地元食材を積極的に活用しておりますけれども、引き続き消費者及び生産者と連携をとり推進してまいります。

以上でございます。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○4番（林田耀宏君） ただ今、町長、教育長、そしてそれぞれの課長さんから詳しく説明をいただきました。

それでは、主題1について、2回目の質問をさせていただきます。

「芦北町小中連携における目指す子ども像の系統表」の作成には、実現のための目標やビジョンを実現するなど、子どもたちのための具体像がしっかり示されており、これを作成するのに大変御苦労されたことだろうと思っております。

そして、早速、今年度からコミュニティ・スクールと地域学校協働本部を立ち上げられ、学校と地域が連携し協働しながら、子どもたちの健全な育成を支える土台作りができたようでありまして、これから本格的に始まるものと期待をしております。

そこで、やはり重要なテーマは家庭であり、保護者の関わりと役割が最も大切だと考えております。子どもは親の背中を見て育つと言われますように、学校の教育、しつけは、家庭で行われるものでございましたけれども、環境の変化などにより、その負担や責任が学校へ行くようになったと感じております。今では学校の先生の成り手も少ないという報道もあっております。そして、先ほど指摘のとおり、複雑化したという答弁がありました。

この中の活動の中に、家庭教育支援を行っているとの答弁でありましたが、具体的な内容をお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 志水コミュニティセンター課長。

○コミュニティセンター課長（志水哲治君） お答えいたします。

現在、コミュニティセンターに家庭教育支援員1人を配置しております。町内全小中学校の保護者や教職員などからのさまざまな相談に対応しております。また、家庭教育に関する親の学び講座の実施や家庭教育情報紙の発行、子どもたちに対する講話など、積極的に取り組んでいるところでございます。令和3年度の実績では、不登校問題や進路、子育てなどの相談が25件、親の学び講座を3回開催、家庭教育情報紙の発行を4回、また湯浦小において6年生を対象に命の授業を実施しております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○4番（林田燿宏君） いろいろですね、家庭支援については御苦労されておられると思います。本来ならば、家庭で行うべきことだと思いますけども、町として本当に真剣に取り組んでいただきまして感謝しております。

そこの先ほどの答弁でですね、家庭教育支援員1名ということでありまして、その中で多岐にわたる家庭教育に関する親の学びの講座とか情報紙の発行など、そしてまた町内の小学校の職員の方、保護者の方のさまざまな相談に対応しておられるということだと思いますけども、1名で対応できておりますか、お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 先ほど、コミュニティセンター課長の答弁でもありましたとおり、現在の状況においては、不登校支援員やスクールソーシャルワーカーと連携しながら、1人で対応しております。しかし、相談件数が増加傾向にあること、また相談内容も多様化・複雑化していることなどから、今後は関係機関等と連携した家庭教育支援チームを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○4番（林田燿宏君） 是非、その支援チームをですね、検討していただければと思います。本当にこれは難しい問題でございます。よろしくお願いいたします。

実は、私、今回の3月の選挙前にですね、あと1回、自分の政治の信条を考えてみました。二十数年前、居ても立っても居られずですね、反対もありましたが、参議院の補欠選挙に立候補いたしました。その節は皆様にも大変お世話になりました。その頃の経済情勢はですね、よかったわけですが、世界は一つ、ボーダーレス時代、グローバル時代、自由・平等、進化・進歩、規制緩和など、美しい言葉がもてはやされて、私たちもすばらしい平和な時代が来るのかなと思っておりました。しかし、世界資本の企業からすると、規制緩和、規制を取っ払え、その国に入り込んで、その国の資産や大事なものを奪っていく、その入れやすくするためのスローガンであったと、私は今思っております。私が熊本市内の遊説中で、これから銀行までも危機が来るかもしれないと演説したときに、あるバイクに乗った人が、銀行員だったんでしょうけど、やめてくださいと言われました。しかし、その後、金融破綻が起こり、銀行の統廃合が今でも起こっております。そして、そのとき一番危惧したのが、やはり日本の国の宝である子どもたちの問題でありました。このままでは子どもたちの心に愛が満たされることなく、家族が切り離され、家庭の崩壊が起こり、子どもたちの心が危ないと思ったからです。そのときのスローガンは、「このままの日本では子どもたちに渡せない」でした。今、この続きで、今の日本より良くして、子どもたちに渡したいと思っております。

私たちは、今、先人の人たちの遺産の上に生かされております。そして、ここにおられる全ての人はお母さんから生まれてきました。私がPTA時代、保護司の方の研修に、一緒に佐賀の少年刑務所に視察に行きました。入ってすぐのところに詩が飾られておりました。タイトルは偉大なる母だったとっております。その中に、「全世界に多くの母あれど、我が母たった一人」、そのような内容だったと記憶して、ジンとしたことを覚えております。そして、そこでその方に質問、直接聞いたわけではありませんけども、その一人がどうしてここに来たのかという質問に、「だって、うちの親は授業参観に一度も来たことがなかったじゃないか。」という言葉が出たそうであります。親の愛情が子どもの心にとっては、本当に心の支えだったのかなと思います。

小林登氏の著書「育つ育てるふれあいの子育て」の中に、子育ては胎児のときから、生まれた赤ちゃんは既に1歳とあります。昔は数え年でもう1歳でありました。三つ子の魂100までといわれるように、子どもの健やかな成長には胎教から3歳児までの家庭教育が一番重要であると考えますが、そこで質問ですけども、この家庭教育について、さらなる推進について、教育長の考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 先ほど、林田議員も言われましたけども、家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点であると、私も考えているところでございます。

教育基本法において、「父母、その他保護者は、子の教育について、第一義務責任を有し、必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心の育成と心身の調和がとれた発達を図るよう努めるもの」とあります。

このことから、基本的な生活習慣や善悪の判断など、ルールやマナーを身に付けさせることは家庭の重要な役割であると考えております。そのためにも、親の学び講座等の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。また、保護者からの悩み相談等の支援体制の確立、さらには不登校対策として学校、家庭などの関係機関との連携した取組も必要になってくると思っております。

これらのことを踏まえて、今後とも家庭教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○4番（林田耀宏君） 家庭教育について、教育長の熱い熱い思いを聞かせていただいたものと思っております。

それでは、次の質問でございます。熊本県では、道徳教育の参考資料として、保護者用のリーフレットを作成しておりますけども、この「芦北町小中連携における

目指す子ども像の系統表」はとてもすばらしいと思っておりますけども、目に付くようにその家庭用を中心とした芦北版のパンフレットみたいなのができないかなと思っておりますけども、ちょっとお伺いします。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 議員の御指摘のとおり、この系統表は日常からそれぞれの家庭でも意識していただきたいと考えているところでございます。各家庭においても、意識づけができるような方法をさらに検討してまいりたいと思っております。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○４番（林田燿宏君） 目につく場所にですね、ちょっと貼ってもらえればなというふうに思っております。

教育を変えるにはですね、５０年ぐらいかかると聞いたことがあります。かの歴史家のトインビー氏は「自国の歴史を忘れた民俗は滅びる」といった言葉を残しております。外国では歴史の教育の最初に神話を教えると聞いております。我が国でも平成２０年６月、文部科学省の小学校学習指導要領解説、国語編では、平成２３年から実施される小学校学習指導要領、国語において、伝統的な言語文化に関する指導の重視という項目では、昔話や神話、伝承などの本や文書などの読み聞かせを聞いたり、発表したりするということであります。

そこで、日本の成り立ちである神話を授業に取組ことはできないかお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 学校では、これまでも道德の授業などで自国や郷土を愛する心を育む教育を行っているところでございます。

議員のお考えにつきましては、貴重な意見として承りたいと思います。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○４番（林田燿宏君） お答えいただきましたけども、芦北町は論語の素読、体育の授業に空手を取り入れるとか、独特の教育を推進されておりますので、さらに子どもたちが希望にあふれ、自分が生まれた国が誇れるような教育が実現できるよう祈念いたしまして、主題の１の質問を終わります。

それでは、主題２の①について質問させていただきます。

耕作放棄地につきましては１７０haと、さまざまな対策をしているお陰で、１１．８％で済んでいるのかも知れません。現在、日本の食料自給率は３８％となっており、自給率の低下や耕作放棄地が増えたのは、食生活の変化でもありますが、減反政策の原因も一つではないかと思っております。私たちの学校時代は給食といえばパン、牛乳といえば脱脂粉乳でありました。おいしくありませんでしたけども、それはアメリカの政策で思惑通り、今ではパンの食生活が当たり前のようになっております。

二十数年前、町議の方から、私の友達に減反してくれるよう説得してくれと言われたことがありました。友達にそう言いましたけども、「私の仕事を取るんですか」といって反対して断りました。私もそれ以上は言えませんでした。先日、久しぶりに会いましたけども、「しなくてよかったな」といっておりましたけども、別の友人が最近「うちの田んぼも作ってくれんかい、ただでよかよ」ということで、「田んぼは増えよとですよ」ということで、やめていく方も今は多いんじゃないかなと思っております。逆に言うとチャンスかも知れません。

令和３年度の２０２１年の主食用の収穫量は約７００万ｔ、前年比２１万９、０００ｔの減少をしております。その反面、日本はミニマムアクセス米として、年間７６万ｔの米を買い入れており、４７％に相当する３６万ｔの米をアメリカから買い付けてあります。耕作放棄地も増え、農家は減っているのが現状ではないでしょうか。私は、常々、日本は不思議なことをしているなと思っております。自国を犠牲にして海外から買う、これは国の政策でありましょうけども、しかし議員になって初めてわかりました。芦北町をはじめ、市町村は本当に町民、地域のことを思いながら知恵を出して頑張っているなど、改めて今思っております。瑞穂の国、日本の田畑は命のもとであり財産であります。

先ほど、農地の耕作放棄地の対策として、熊本県農業公社が仲介して斡旋すると答弁で、補助金の実績と貸し借りや売買の実績がわかったら、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 令和３年度の実績を申し上げます。耕作放棄地対策事業補助金は１件の２、０１３㎡、農地の貸し借りは１８件の６万８、７２７㎡、売買につきましては１件の１、８９８㎡となっております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○４番（林田耀宏君） ありがとうございます。

その対策ではですね、実績があるということで農業に期待をしているところであります。

続きまして、②について質問します。

答弁でもありましたようにですね、農薬の飛散防止、有機栽培に関しましては、栽培管理など、課題があると思っております。私の知り合いも無農薬で栽培をしておりますが、農地が変わるのに３年かかったと言っておりました。また、隣の方から虫が来るとか言われるそうで、先ほど答弁のように、そういう問題もあるのだなと思っておりますけども、最近、新聞や雑誌等も有機栽培の記事が多く見られるよ

うになりましたので、世界的にその方向に進んでいるのではないかなとは思っております。

そして、最近、若い人たちを中心に新規就農を目指す人々が年々増加中と聞いております。そのうち28%が有機農業で就農を希望し、関心がある人は98%になっているそうです。新規の就農者をいかに確保するか、今後、地域社会の再生になると思っております。

答弁で、「みどりの食料システムに基づく基本方針」で、その管理者が協定を締結できる制度を創設すると、予定があるとのことでありますけれども、質問でございます。是非、区域の設定など、早急に進めていただきたいと思っておりますけれども、どのように考えているのか、ちょっとまた梶課長、お願いします。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 有機農業を推進するにあたりまして、区域の設定は重要であるというふうに考えております。区域の設定には、有機農業を实践されている方の意向に加えまして、観光農業者や農地の所有者等の理解が必要であるというふうに考えております。そのような関係者と連携を図りながらですね、進めてまいればと思っております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○4番（林田耀宏君） 時間がかかるとは思いますけれども、是非関係者とですね、連絡を取り合って、早めに進めていただければと思います。

それでは、③について質問させていただきます。

ただ今ですね、地元食材を積極的に活用されているとありまして、引き続き連携を取っていくとありますけれども、このローカルフード・プロジェクトも地域での食料を循環をしております。現在、超党派の国会議員でもですね、ローカルフード法を立ち上げる動きもあるようでございます。現在、日本の食料自給率は38%と言いましたけれども、野菜の自給率は80%で、高いなと思っておりました。そしたら、野菜の種子が90%が輸入だそうで、野菜の種子の自給率は10%だということであります。おまけに小麦が85%、大豆が94%、とうもろこしがほぼ100%が海外に頼りっぱなしという日本の食料です。昔から兵糧攻めという言葉がありますけれども、大変世界の情勢から考えますと、不安を感じたところであります。これから、またゲノム編集など、遺伝子操作された食品が増えるのではないかと、安全な食品を確保することが大切であると思っております。

このローカルフードは地方からという意味でもあります。グローバルからローカルへ、時間はかかると思いますけれども、是非ローカルフード・プロジェクトを前へ

進めていただきたいと思います。

先ほど、町長の答弁で、未来へつなげる芦北町農林漁業振興基本条例が作られるとありましたけども、そこで質問でございます。この中で、基本条例を検討するには芦北町農業漁業振興懇話会を開く必要があるとありますが、懇話会をちょっと詳しく教えていただければと思います。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 芦北町農林漁業振興懇話会についてのお尋ねでございます。懇話会につきましては、合併前の平成14年に設置されております。懇話会の設置目的でございますけれども、農林漁業関係者や各界の関係者がそれぞれの立場から広く意見を出し合い、相互の理解と連携を深め、さまざまな課題に対する施策に提言をいただくことで、農林漁業の振興に寄与することを目的としております。

委員につきましては、JA、森林組合、漁業協同組合等の団体、出荷者協議会、食生活改善推進委員、木材加工業者等、幅広い層から町長が委嘱することになっております。

以上です。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○4番（林田耀宏君） ありがとうございます。

その懇話会員に消費者というのは入ることはできないのか、ちょっとまたお尋ねします。

○議長（宮内道則君） 梶農林水産課長。

○農林水産課長（梶 浩之君） 懇話会の委員選考にあたりましては、先ほどの設置目的でございますので、御提言も含めて前向きに検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○4番（林田耀宏君） なぜこの質問をしたかといいますと、どんなに良い農産物を作ってもですね、消費者の協力なくしては購入していただけないと思っております。最終選択者は消費者であります。

現在、一部の消費者でグルテンフリーという言葉も聞きます。こういう話がありました。カナダの牛乳は1ℓ300円、日本より大幅に高いです。しかし、消費者からは米国産の遺伝子組み換え成長ホルモン入りは不安だから、カナダ産を支えたいと。そしてまた、スイスの国産の玉子は1個60円から80円するそうです。輸入品の何倍も売れているそうです。そこで、元NHKの方が買っていた女の子に聞いたそうです。そしたら、「これを買うことで生産者の皆さんの生活も支えられ、そのお陰で私たちの生活も成り立っているのだから当たり前でしょう」と、簡単に

答えたそうです。昔の日本の三方良しを思い出しました。これこそ生産者と消費者が支え合う強い農業だと思っております。農家、メーカーそれぞれの段階で十分な利益を得た上で、消費者もうれしい、これが持続的なシステムだと思っております。これこそSDGsだと思います。農家を応援することが、地域が潤い、自分たちも健康で、地域も発展するという考え方です。農家が地域を活性する、地方が都会を養う、最近そういうふうに思います。

私たちが選挙期間中回りしましたら、人口減の話がよくされて、「どげんかならんとかい」と言われますけど、「そう簡単にはならんとですばい」と、「そんな大企業が来るわけじゃなく、しかし一生懸命ですね、誘致をされて、今IT企業なんかも来ておりますよ」という話をしましたけども、よく考えましたら、農地という資産がいっぱいあります。その資産を活かして、そして生産者、企業、消費者の三方良しの連携した地域ができたらいいなあと思っております。

私は、そして日本に生まれてきて良かったなあと思っております。今回は大和心を取り戻すという意味で、心の教育、そして自国の安全保障としての食を守り育てるという願いを込めて質問をいたしました。

最後に、竹崎町長に質問でございます。今、町長の思いがですね、町の施策、国の施策になっておりますことに誠に感謝しております。最後に町長の思いをお聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 林田議員の御発言をずっと聞いておりますと、本当に憂国の志士だなという気がいたしますが、理解できます。特に食料につきましては、人間の命を支える根源的な問題でありまして、ひとり芦北町だけの問題ではないということであります。食料をどんどん増産すればいい話でもありますけども、しかし、これは外交通商という部分に関わってまいります。なかなか難しい。ミニマムの米の輸入の問題もその通りでありまして、米は余っとるのに何で輸入せにゃんいかんのかという素朴な疑問でありますけどね。そこがそういった難しさになろうかと思えます。

しかし、我が町においては、農林漁業、命を支える大事な大事な分野でありますので、この条例は全国でも大変珍しい条例でありまして、この条例があることで県や国に対しましても堂々とですね、事業採択の主張ができると、お願いができるということにもつながっておるわけでございます。

それと、今後ですね、いろんな、前の答弁でも申し上げましたけども、ふるさと回帰型、自然回帰型ですね、傾向も出てきておりますので、そういった流れをきちんと掴んでですね、農業分野にももう既に入ってきていただいておりますが、地

域おこし協力隊等も活用しながら頑張っていきたいなと思います。

それと何よりもですね、ＪＡが農業参入できるようになりましたので、あの組織力、ノウハウをですね、技術力もありまして、あるいは販売網等もありますのでね、ネットワークですね、大変広いものがありますので、このＪＡの農業参入、これは今後ですね、どんどん推進していきたいなと思います。これによりまして派生的にですね、農業法人等が以前に比べて幾つかできておりますので、そういった形態に変わっていくだろうと。かつての農業立国から工業立国に変わりまして産業構造も変わってまいりました。その時代の変遷に合うような取組をすべきだろうと思います。このＪＡ参入には大いに期待しますし、既にもう建設業関係の方ですね、農業参入している方々もおられまして、あの持てる機動力とか人員とかですね、そういうのも役立ってくるわけです。

そして、米等が中心になりましたけども、実は芦北町は柑橘類ですね、これがやっぱり大変主要な農業の分野になっておりまして、実は耕作放棄地の中にこの樹園地ですね、これの放棄地も結構あります。ここをどうしていくかというところもありますので、総合的にこれは捉えていかなければいけない。我々の命を支える分野ということですね、重ねてここで申し上げておきたいと思います。しっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長（宮内道則君） 林田君。

○４番（林田耀宏君） ありがとうございます。

先ほどの条例は、本当私も芦北町がいち早く取り組んだということで、本当びっくりしておりました。

佐敷城跡からですね、約４００年前に天下泰平国土安穩の瓦が出土したということでありますので、前からそんなことで天下泰平を思った方が、やっぱりずっとおられたんだなと思っております。私もその願いを込めて、この質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（宮内道則君） 林田君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（宮内道則君） 本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

—————○—————

散会 午後０時２０分

令和４年第５回芦北町議会定例会議事日程（第３号）

令和４年９月１５日

午前１０時 開 議

於 議 場

１ 議事日程

（一括議題＝日程第１から日程第１０まで）

- 第 １ 認定第 １号 令和３年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ２ 認定第 ２号 令和３年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ３ 認定第 ３号 令和３年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ４ 認定第 ４号 令和３年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ５ 認定第 ５号 令和３年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ６ 認定第 ６号 令和３年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ７ 認定第 ７号 令和３年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ８ 認定第 ８号 令和３年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ９ 議案第３６号 令和３年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 第１０ 陳情第 ８号 ゆたかな学びの実現をはかるための、２０２３年度政府予算に係る意見書採択の要請について

第１１ 議員派遣の件

（一括議題＝日程第１２から日程第１５まで）

- 第１２ 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第１３ 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第１４ 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第１５ 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

追加日程

- 第 １ 発議第 ３号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制

度拡充に係る意見書について

(閉 会)

2 出席議員（14人）

1番 百 田 翔 吾 君
3番 長 口 隆 君
5番 坂 本 登 君
7番 白 坂 康 浩 君
9番 元 山 秀 志 君
11番 川 尻 成 美 君
13番 岡 部 恵美子 君

2番 楠 原 清 照 君
4番 林 田 燿 宏 君
6番 寺 本 順 一 君
8番 草 野 安 道 君
10番 宮 尾 秀 行 君
12番 寺 本 修 一 君
14番 宮 内 道 則 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	松 本 俊 造 君
企画財政課長	白 坂 達 也 君	税 務 課 長	佐 竹 貴 幸 君
住民生活課長	長 崎 十三男 君	福 祉 課 長	池 田 康 浩 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	梶 浩 之 君
商工観光課長	釜 辰 信 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	平 田 秀 臣 君	教 育 課 長	田 代 忍 君
スポーツ・文化振興課長	内 田 照 也 君	コミュニティセンター課長	志 水 哲 治 君
会計管理者兼会計室長	溝 俣 圭 一 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 福 田 貴 司 君 次長(課長補佐) 窪 田 和 彦 君

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

1 熊本県町村議会議長会（議員研修会）

- （１）目 的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- （２）期 日 令和４年１０月４日（火）
- （３）場 所 熊本県立劇場
- （４）派遣議員 議員全員

2 熊本県町村議会議長会（議会広報研修会）

- （１）目 的 議会広報の活性化に資するため
- （２）期 日 令和４年１１月２４日（木）
- （３）場 所 グランメッセ熊本
- （４）派遣議員 議会広報委員会委員

令和４年９月１５日

芦北町議会議長 宮 内 道 則

開会 午前１０時００分

—————○—————

○議長（宮内道則君） おはようございます。

定刻前でございますが、皆様お揃いでございますので、本日の会議を開きます。
お手元に配付の議事日程に従って会議を進めてまいります。

—————○—————

- 第 １ 認定第 １号 令和３年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 ２ 認定第 ２号 令和３年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 ３ 認定第 ３号 令和３年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 第 ４ 認定第 ４号 令和３年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 ５ 認定第 ５号 令和３年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 ６ 認定第 ６号 令和３年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 第 ７ 認定第 ７号 令和３年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 第 ８ 認定第 ８号 令和３年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 第 ９ 議案第３６号 令和３年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定に
ついて
- 第１０ 陳情第 ８号 ゆたかな学びの実現をはかるための、２０２３年度政府予算
に係る意見書採択の要請について

○議長（宮内道則君） 日程第１、認定第１号「令和３年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第１０、陳情第８号「ゆたかな学びの実現をはかるための、２０２３年度政府予算に係る意見書採択の要請について」までは、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託をしておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

質疑は２人の委員長報告が終了した後、一括して行います。

はじめに、林田総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（林田耀宏君） おはようございます。

総務厚生常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に、当委員会に付託されました認定第1号「令和3年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第2号「令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ほか2件の特別会計の決算の認定について、9月7日及び8日に審査を行いました。

審査に当たっては、決算審査資料及び主要施策成果説明書等によって説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果について報告します。

まず、令和3年度決算状況について、一般会計の歳入決算総額は181億7,471万26円で、災害復旧事業の進捗に伴う特別交付税や県支出金の減額などにより、対前年度2億882万4,807円の減となっています。

一方、歳出決算総額は169億6,846万2,771円で、特別定額給付金事業や基金積立金の減などにより、対前年度6億4,085万5,847円の減となっています。

また、財政指標については、実質公債費比率が0.3ポイント増加したものの、経常収支比率は86.3%と8.1ポイント改善し、総合的に判断すると健全財政が保たれています。

以下、審査過程において論議された主なものについて申し上げます。

はじめに、総務課では、消防・防災対策、交通安全対策、防犯対策、町の情報発信に係る各種事業のほか、令和2年7月豪雨災害に係る中長期派遣職員の受け入れや、職員研修事業などが行われています。

消防・防災対策事業では、小型動力ポンプや積載車の更新のほか、豪雨災害で被害が多かった球磨川沿いの集落に、防災行政無線屋外拡声子局を増設、資機材を収納した小規模防災倉庫が設置されるなど、消防防災施設等の充実が図られました。また、自然災害の発生する危険箇所などを掲載したWEB版の芦北町総合防災マップが作成されています。

防犯対策事業では、地域団体や町民の自主的な防犯活動を支援するための、防犯カメラや防犯灯の設置に対する助成を行い、防犯と通行の安全性の向上が図られています。

財産管理事業では、防災倉庫兼文書庫として利用していた旧県立芦北支援学校職員住宅と水道資材倉庫として利用していた元葉煙草取扱所を解体し、災害公営住宅の敷地として活用されます。

また、災害対策事業では、「逃げ遅れゼロ」を目指す取組として、小学校、各種団体等において防災講話が実施されたほか、孤立集落への安否確認や物資輸送を確

保するため整備したドローンの操作訓練や、箆瀬地区において物資輸送の実証実験が行われています。

主な質疑として、球磨川沿いの防災対策として整備した小規模防災倉庫に配備されている資機材の内訳と、倉庫は何箇所設置されたのかとの質疑に対し、小規模防災倉庫には、発電機、投光器、コードリール、台車、ガソリン携行缶等を配備している。倉庫は、球磨川沿いの集落の7箇所に設置しているとの答弁がありました。

また、災害復旧工事における発注対策の質疑があり、県、町、事業者による受発注者協議会の設置や災害復旧工事に限定した目安額の引上げによる受注機会の拡大、余裕期間の導入などの対策を講じ、発注の円滑化を図っているとの答弁がありました。

次に、企画財政課では、町総合戦略に基づく地方創生の推進、国際化・国際交流の充実、人材育成、地域・民間団体の支援、公共交通機関の維持等に係る各種事業が実施されています。

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外派遣事業や各種イベントの中止、事業の縮小など、全般にわたり影響を受けた中、コロナ禍対策として生活応援券事業を令和2年度に引き続き実施し、家計への支援と地域経済の活性化が図られました。

ふるさと応援寄附金事業においては、災害からの復旧・復興に対する寄附も受け入れるとともに、企業版ふるさと納税においては5社からの寄附がありました。

移住・定住促進事業では、移住・定住特設サイト「よしきた」へ新たに11件の空き家や土地情報の提供を行い、8件が成約しています。また、空き家活用推進事業では、改修費用等13件、285万8,000円の補助を行い、移住者等の負担軽減が図られました。

主な質疑として、芦北高校総合支援事業について、入学者の推移はどうなっているかとの質疑に対し、平成30年が57人、令和元年が72人、令和2年が90人、令和3年が82人となっており、少子化の影響で全県的に生徒数が減少する中、事業の成果があっているものと考えているとの答弁がありました。

また、ふれあいツクールバスの委託業者との契約内容はどうなっているのかとの質疑に対し、委託料には、人件費、車検代、オイル交換代などが含まれ、高額な故障等の修繕については町が支出することになっているとの答弁がありました。

次に、税務課では、地方税法や関係法令等に基づき、厳正かつ公正・公平な課税、徴収が行われ、自主財源の確保が図られています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した事業者や、令和2年7月豪雨災害の被災者に対する減免等の措置により、納税者の負担軽減が図ら

れています。

町税の収納状況は、現年度分調定額 1 億 8 千 2 百 3 万 4 千 3 百 4 円に対し、収入額 1 億 8 千 9 百 5 万 7 千 9 百 8 円 4 角 4 分で、収納率は 99.41%、滞納繰越分は、調定額 6,231 万 3,992 円に対し、収入額 3,681 万 8,491 円で収納率 59.09%、現年分・滞納繰越分を合計した収納率は 98.07%となっており、徴収努力の成果が見られました。

また、財産調査等の結果に基づき、164 件の執行停止、538 件の不納欠損処分が行われています。

主な質疑として、税収が減少している要因と住民税の納税義務者が減っている要因はとの質疑に対し、固定資産税については、被災の割合に応じた税の減免措置や公費解体判定家屋への課税免除を行ったこと。また、住民税については、災害による雑損控除等による影響により減収となったものであり、納税義務者の減少については、人口の減少等が要因と思われるとの答弁がありました。

次に、会計室では、公金の安全かつ適正な管理を行うため、収入・支出に係る審査、収納・支払いの効率的な出納業務が行われています。令和3年度は、豪雨災害の復旧工事費や新型コロナウイルス対策費など高額な支出が続き、一時的に歳計現金が資金不足した際も一時借入を行わず、基金からの繰替運用を行い、利子負担の経費節減に努めたとの説明がありました。

次に、議会事務局では、議会費と監査委員費が執行され、ほとんどが経常的な経費となっています。議会費において、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった議員研修に係る経費の不用額が生じたとの説明がありました。

次に、福祉課では、総合計画に掲げる基本目標「地域で守り育てるまちづくり」を目指し、各事業で策定した計画をもとに各種サービスが実施されています。

障がい者福祉事業では、心身の状況や生活環境等に応じ適切な指導助言を行う相談支援事業や、働く場等の機会を提供する就労継続支援など、それぞれのニーズに配慮した福祉サービスが行われています。

児童及び母子・父子福祉事業では、18歳までの子ども医療費や保育所等を利用する3歳から5歳までの副食費の無償化など、子どもの健全な育成と子育て支援を行うとともに、保育士の業務負担軽減、人材確保に対し、保育補助者を雇用する保育所等に補助金を交付し、保育士不足と勤務環境の改善が図られました。

新型コロナウイルス感染症関連として、高齢障害通所系サービス事業所に、1事業所当たり上限20万円とする事業継続支援金や、住民税非課税世帯等給付金事業などが実施されています。

また、7月豪雨の被災者援助事業支援については、令和2年度からの繰越事業の

応急修理制度や再建が完了した方への転居費用助成など、被災者の生活再建支援に向けた事業が実施されました。

主な質疑として、被災者援助事業の基礎支援金は申請完了したとの説明であったが、加算支援金はどうなっているのかとの質疑に対し、再建方法に違いはあるが、新築や賃貸の契約まで行われた場合に申請できるとの答弁がありました。

介護保険事業特別会計では、介護や支援の必要な方に対する適切な保険給付や食の自立支援事業等の介護予防事業・日常生活支援総合事業が行われています。また、7月豪雨災害で被災された被保険者の介護保険料減免及び介護保険利用料免除が行われています。

主な質疑として、芦北町の介護保険料基準年額5万9,900円は県内市町村と比較したらどのようなものか。また、県内で一番安い保険料基準年額と高い保険料基準年額はいくらかとの質疑に対し、県内で芦北町が一番安い保険料基準年額となっている。また、一番高い自治体の保険料基準年額は9万円となっているとの答弁がありました。

次に、健康増進課では、「あしたのために きたえよう 健康力！」のスローガンを掲げ、各家庭、個人の主体的取組と地域や団体等が連携を図り協働するという2本柱を基本理念とし、各種事業が実施されています。

母子保健事業では、感染防止対策を図り、乳幼児健診や乳幼児健康相談、乳児全戸訪問などを行うとともに、子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のため、産婦健康診査の助成や産後ケアの事業などが実施されました。

予防接種事業では、子どもや高齢者を対象とした定期接種や任意接種などの費用の助成を行うとともに、新型コロナウイルスワクチン接種については、医療機関での個別接種及び町内5会場での集団接種が行われています。また、水俣市芦北郡医師会及び町内医療機関の協力のもと、予防接種の機会を確保するとともに、感染症の流行を抑制するため、未接種者への接種勧奨などを行い、接種率向上の取組が行われています。

主な質疑として、子宮頸がんワクチンの接種者が延べ65人とのことだが、その対象の範囲と人数はとの質疑に対し、対象は12歳から16歳までの女子で、対象人数は257人であった。1人3回接種になるため、延べ65人となるとの答弁がありました。

次に、住民生活課では、環境対策に係る各種事業、清掃センター業務、住民基本台帳事務等の法定受託事務が行われています。環境対策については、水俣病やごみ処理、狂犬病予防等の各種事業に取り組まれるとともに、豪雨災害に伴う被災住宅

の公費解体及び災害廃棄物の処理が行われました。

また、マイナンバーカード交付事務では、支所・出張所での申請受付や確定申告来庁者への呼びかけなど、カードの普及に努められ、交付数は昨年度から2,188人増え、交付率も14.2%上昇しています。

主な質疑として、令和2年度に比べ、不法投棄件数が増えている要因はとの質疑に対し、令和2年度については7月豪雨までの数値であり、7月以降は災害ごみの相談が多く、低い数値となっている。令和3年度については、通常の年度と件数に差はほとんどないとの答弁がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計の事業勘定では、被保険者の健康管理と疾病の早期発見・早期治療を目的とした人間ドックの助成や特定健診の受診勧奨を行うなど、医療費の適正化事業に積極的に取り組まれています。また、18歳以下の子どもに係る均等割の減免や、豪雨災害に係る保険税減免及び医療費の一部負担金免除が引き続き行われました。

国民健康保険事業特別会計の直診勘定では、吉尾温泉診療所が豪雨被災により休診となったため、それまで診療所を受診されていた方については、吉尾地区から町内の医療機関に送迎し、受診できる体制が整えられています。

主な質疑として、人間ドックを72人受診しているが、健診結果はどうなっているかとの質疑に対し、人間ドックのみの集計はしていないが、町全体の傾向として、糖尿病、脂肪異常症等の内分泌系、高血圧性疾患等の循環器を罹患されている方が多いとの答弁がありました。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計については、熊本県後期高齢者医療広域連合が保険者となっており、町では申請や相談等の窓口業務及び保険料の徴収等を行っています。

なお、7月豪雨で住家が床上浸水以上の被災を受けた被保険者に対し、保険料減免、医療費の一部負担免除が引き続き実施されています。

以上のことから、審査の結果、当委員会に付託されました認定第1号「令和3年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第2号「令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ほか2件の特別会計の決算の認定については、予算議決の趣旨と目的にしたがって、適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 次に、草野建設経済文教常任委員長。

○建設経済文教常任委員長（草野安道君） おはようございます。

建設経済文教常任委員長報告を申し上げます。

本定例会初日に当委員会に付託されました認定第1号「令和3年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ほか3つの特別会計の決算認定について、及び議案第36号「令和3年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、並びに陳情第8号「ゆたかな学びの実現をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について」は、現地調査も含めて9月7日及び8日に審査を行いました。

審査に当たりましては、決算審査資料及び成果説明書等によって説明を受け、予算が適正かつ効率的に執行されたかに着目し、慎重に審議しましたので、その結果を御報告いたします。

はじめに、建設課では、交通・情報通信ネットワークの整備において、地域道路網の整備に積極的に取り組み、安心して通行できる道路整備が実施されています。

安全・安心なまちづくりの河川改良事業では、宮田川ほか2河川の改良を実施し、自然災害等の未然防止が図られています。

住宅等の整備については、公営住宅において、年次計画に基づく白蟻駆除予防作業委託のほか、経年劣化に伴う修繕工事等を実施されています。令和2年7月豪雨の被災者支援として、災害公営住宅を建設するため、設計業務委託等が行われました。また、若者や子育て世代のニーズに対応した住宅を提供するため、湯浦地区に建設予定の、地域優良賃貸住宅整備設計に係る公募型プロポーザルの1次審査が行われています。

復旧・復興関連では、被災した道路・河川等の社会基盤の災害復旧、排水機場等の排水施設の浸水対策等の工事や、宅地へ流入した堆積土砂の撤去や回収した土砂の分別及び処分が実施されています。

道路・河川の復旧事業では、道路災害191件、272か所のうち84件、125か所が工事発注済、また河川災害229件、670か所のうち94件、273か所の工事発注済となっており、残りは計画的に発注されることになっております。

排水機場等災害復旧事業では、被災した花東排水機場の修繕及び浸水対策等の嵩上げ工事が実施されています。

主な質疑として、災害復旧事業と通常事業との比率はどうなっているのかとの質疑に対し、令和3年度の決算額において、建設課全体の事業費に対する災害関連事業の割合は81%である。また、令和4年度の予算において、災害関連事業の割合は全体の66%であるとの答弁がありました。

次に、上下水道課では、下水道の整備の浄化槽設置費助成事業において、49基の浄化槽設置に対し助成されています。

復旧・復興関連では、7月豪雨により被災した飲料水供給施設の復旧のため、簸瀬水道組合ほか4組合に対して助成され、生活用水の安定確保が図られています。

主な質疑として、住宅の面積に応じ浄化槽の人槽を決定することだが、面積の大きい住宅で、居住者が少ない人数の場合も面積に応じた人槽となるのかとの質疑に対し、人槽算定については適用条件があるが、7人槽を5人槽へ緩和する措置があるとの答弁がありました。

次に、農業集落排水事業特別会計では、下水道の整備において、適切な施設管理と集落排水施設への接続促進に努められ、18件の新規接続があり、水洗化率は83.7%となっております。

復旧・復興関連では、7月豪雨により冠水した芦北地区ほか2施設の災害復旧工事は全て完了しています。

主な質疑として、公営企業会計へ移行することによるメリットは何かとの質疑に対し、資産管理を導入し費用化することで、施設の更新計画が立てやすくなり、長期的な計画に基づく、より明確な町民への説明が可能となるとの答弁がありました。

次に、生活排水処理事業特別会計では、田浦地区及び湯南団地の浄化槽維持管理を行っており、浄化槽の処理状態及び放流水の状況に合わせた維持管理が行われております。なお、浄化槽使用料等2名分の23万8,133円が不納欠損処分されております。

主な質疑として、使用料を不能欠損処分した理由は何かとの質疑に対し、対象者2名のうち1名は死亡により相続放棄をされたもので、残り1名は所在不明による住民登録抹消であるとの答弁がありました。

次に、水道事業会計では、老朽化した施設や配水管等の更新を計画的に進め、水道水の安定供給に努めており、主な工事として、湯浦ポンプ場及び配水池電気設備更新等工事が完了されています。

営業収益は2億713万5,900円で、営業収益から営業費用並びに営業外収支を差し引いた経常利益は3,064万4,595円となっております。また、経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益は3,061万6,708円となり、安定供給と効率的な経営への取組が見られ、その結果、未処分利益剰余金1億9,031万3,497円を翌年度に繰り越すこととなっております。なお、芦北町債権管理条例第10条の規定により、水道料金5名分の2万7,887円が不能欠損処分されています。

次に、商工観光課では、商工業の育成と振興において、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響に加え、令和2年7月豪雨により多くの事業者が被災したため、商工事業者の事業継続を国・県・町の補助金を活用し、復旧・復興の支援に取り組

まれております。

企業誘致では、新たにサテライトオフィス田浦を整備し、併せてお試しワーケーション体験事業やマッチングサイトの拡充を行い、1件の進出協定が締結されました。また、既存企業の設備増設に係る立地協定を2件締結し、企業の雇用拡大と設備投資増大に寄与されております。

観光振興については、新たな観光施設として、御立岬第2キャンプ場の整備に着手されました。

また、芦北町を舞台にしたアニメ「放課後ていぼう日誌」を活用したスタンプラリーを実施し、町内外への観光PRが図られております。なお、町全体の観光入込客数は、前年比26.7%増の93万1,123人となりました。

復旧・復興関連では、被災した町4区の街路灯LED化に対する支援を行い、商工業者の復旧・復興に取り組まれております。また、商工会と連携して町内3箇所で開催された復興まつりを実施されました。

芦北海浜総合公園では、令和2年7月豪雨による被災施設の復旧工事が完了し、12月に営業を再開するとともに、ドッグランを新設し、新たな利用客の獲得が図られました。

主な質疑として、商工業者に対するコロナ対策補助事業が複数あるようだが、具体例をとの質疑に対し、空気清浄機、パーテーション、非接触体温計、自動洗浄トイレ等の設置に対する補助を実施。また売上が一定以上減少した事業者に対し、法人20万円、個人事業主10万円を補助。なお、新たな事業展開に対し、テイクアウトを行うための機材購入や、キッチンカー購入に対する補助を実施したとの答弁がありました。

次に、町有温泉事業特別会計では、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、豪雨災害により被災した施設の機器設備の維持・修繕等を行い、利用者の入浴環境改善と利便性の向上に努め、安心・安全な施設運営に取り組まれております。

町有温泉施設の総入浴者数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び豪雨災害に伴う休館の影響もありましたが、令和3年度の総入浴者数は前年度比20.5%増の20万3,900人と回復傾向となりました。

主な質疑として、計石温泉センターは、他の温泉センターと比べ売上が少ないが、その対策はとの質疑に対し、隣接する「えび庵」や「放課後ていぼう日誌」等との連携を含め、町内外へ積極的にPRし、入浴者数の確保に努めたいとの答弁がありました。

次に、農林水産課では、農業の振興について、農業委員会運営事業により農地法

に基づく許認可事務をはじめ、農地等の利用の推進に関する事業が行われております。

果樹振興対策事業では、既存ハウスの資材、附帯設備の修繕及び優良品種の導入や果実の鮮度保持のための資材購入に対し助成されております。また、樹園地内の新設園内道整備を支援され、農作業の利便性と省力化が図られております。

畜産振興対策事業では、あしきた牛のブランド化を促進するための芦北産素牛や繁殖牛購入費の助成及びヘルパー利用費助成などが行われております。

有害鳥獣被害防止等対策事業では、防護柵の設置、わな免許取得及び箱わな購入等に助成され、通年での有害鳥獣駆除も行われております。捕獲実績は、令和３年度においてはシカが６２９頭となり、増加傾向にあります。

林業の振興では、町有林維持管理事業などにより、山林の間伐や下刈りを計画的かつ効率的に実施し、森林の機能を維持することに努められています。

また、芦北町木造住宅建築支援事業では、町産材の需要拡大と木材産業の振興及び定住促進のため、町産材を使用した住宅の建築に対し補助金が交付されております。

漁業の振興については、稼げる水産業づくりを目的に、地理的表示（ＧＩ）として登録された田浦銀太刀に対する支援を行うとともに、マガキの産地化に向けた取組に対する支援が行われております。

復旧・復興関連の農業に関しては、農地及び農業用施設災害復旧事業として、７月豪雨災害で国の補助を受けて実施する災害復旧１９７件のうち、農地２８件及び農業用施設２０件が令和４年３月までに竣工しています。また、国の補助対象とならない小規模な災害については、町単独事業により早期復旧が図られています。

農業振興豪雨災害対策事業では、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用して、被災した農業用機械、農機具格納庫及び農業用ハウスの修繕または再取得を支援し、農業経営の維持が図られています。

林業に関しては、林道災害復旧事業により、被災した林道１４路線のうち７路線が完了し、林道東部線ほか６路線を令和４年度へ繰り越し、継続して復旧が図られます。

主な質疑として、有害鳥獣捕獲に対する１頭当たりの補助はいくらなのか。また、防護柵等への助成はどのようなになっているのかとの質疑に対し、成獣のイノシシとシカが１万２，０００円、アナグマ２，０００円、カラス１，０００円、防護柵等の補助は事業費税抜き価格の２分の１を補助しているとの答弁がありました。

次に、教育課では、学校教育において、芦北町の将来を担う子どもたちの学力の充実と向上を目指し、指導主事による若手教師の育成や小中学校間及び教育委員会

との連携強化等に取り組むとともに、1人1台の教育用タブレット端末の整備等により、ICT機器を有効に活用し、学力の充実・向上に取り組み、国のGIGAスクール構想の実現に向けた「学びを止めない」体制づくりに努められております。

新型コロナウイルス感染症対策では、小中学校の修学旅行において、密を避けるため、増便したバスと宿泊部屋の増に伴う追加費用が助成されました。

学校給食では、衛生的な施設で安全・安心の給食提供に努めるとともに、近年増加傾向にある食物アレルギーに対応したアレルギー対応食の提供にも取り組まれています。なお、吉尾小学校は、明治8年の創立から運営してきましたが、児童数の減少により、147年の歴史に幕を閉じたところです。

復旧・復興関連では、佐敷小、佐敷中の豪雨災害からの復旧工事が完了し、2学期から本校舎での学校生活が送れるようになりました。

主な質疑として、論語教育について、現在の取組状況はとの質疑に対し、小学校から中学校まで系統的に取り組めるよう取組方を示している。また、全校集会での発表や放送を活用するなど、それぞれの学校で特色ある実践を行っているとの答弁がありました。

奨学資金貸付事業特別会計では、大学生37人へ奨学資金の貸付けが行われ、経済的な理由による修学困難者への便宜が図られております。また、新型コロナウイルス感染症の影響による奨学生への負担支援として、令和3年度貸付者に対し、月額1万円が給付されました。

主な質疑として、奨学資金の滞納状況と、その対策としての取組はとの質疑に対し、滞納者は12名、滞納額285万3,000円で、滞納者への督促通知、電話による支払い確認をはじめ、自宅訪問を行い、支払い計画の相談に応じるなどにより滞納整理を進めており、一定の効果が上がっているとの答弁がありました。

次に、スポーツ・文化振興課では、スポーツの振興において、各スポーツ団体への活動支援、九州大会以上の競技会出場者への補助、スポーツ賞及び奨励金を交付し、各スポーツ団体の育成や選手の競技力向上が図られました。

体育施設の管理では、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、豪雨災害により被災した施設の復旧工事、町民総合センターの大規模改修などを行い、利用環境及び利便性の向上に努め、安全・安心な施設運営に取り組まれています。

文化の振興では、文化活動が再開され、九州大会以上の出場者への補助を実施しました。また、文化振興奨励賞の交付により、文化活動に対する意識の向上にも努められています。

新芦北町誌編さん事業では、町誌を令和3年度に刊行する予定が、コロナの感染拡大や豪雨災害の影響により、翌年度に繰り越してあります。

星野富弘美術館では、開館15周年として星野富弘氏の貴重な水彩原画等を展示する特別企画展を開催し、2カ月間で2,245名の来館がありました。

主な質疑として、薩摩街道や町内における文化財について、被災後の管理はどの質疑に対し、薩摩街道は町の文化財指定箇所を主に維持管理している。また、民間所有の指定・未指定文化財についても随時、相談に応じているとの答弁がありました。

次に、コミュニティセンター課では、青少年の健全育成、社会教育関係団体の支援・連携、施設環境の充実等に係る各種事業が実施されています。

社会教育関係団体の支援連携については、各種団体の自主活動の支援や、連携強化を図り、積極的な活動展開に努められました。

令和2年に開館した「芦北町総合コミュニティセンター」において、図書館ではブックスタート事業や絵本の読み聞かせにより、子どもたちが本に触れるきっかけを創出し、また職員派遣による小中学校図書室運営支援などで図書館と学校の連携を図りました。子どもの広場では、入館者に対して新型コロナ感染防止対策を実施した上で利用者の見守りを行うなど、安全・安心に配慮した運営が行われています。

文化芸術の振興では、県立劇場との共催により、各小学校において演奏家派遣アウトリーチ事業を実施し、生の演奏を児童に届け、心豊かな子どもたちの育成が図られています。

また、令和2年7月豪雨で被災した公民館に対し、引き続き災害復旧に対し補助金を交付し、早期復旧の支援と地域コミュニティの再生が図られました。

主な質疑として、図書館、子どもの広場の町内外の比率はどうなっているかとの質疑に対し、子どもの広場の町内外の利用者の割合は、月を通してみると町内が4ないし5割、土日では町外者が増え、町内が3ないし4割となっている。また、町外については、八代市が2割、水俣市が1割程度となっている。図書館は約9割が町内の方の利用で、残りが町外者となっているとの答弁がありました。

以上のことから、審査の結果、当委員会に付託されました認定第1号「令和3年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第4号「令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、ほか3つの特別会計の決算認定については、予算議決の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致で認定すべきものと決しました。

また、議案第36号「令和3年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、予算決議の趣旨と目的にしたがって適正な事業が実施されたものと判断し、全会一致をもって利益の処分は可決すべきもの、併せて決算は認定すべきものと決しました。

次に、陳情第8号「ゆたかな学びの実現をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について」申し上げます。

当陳情につきましては、少人数学級によるきめ細かな教育の実施やゆたかな子どもの学びを保障するため、教職員定数改善と、引き下げられた義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げるよう国に対し要望する意見書の提出を求めるものであります。

担当課である教育課に、芦北町における現状等の説明を求め、審査を行いました。

義務教育費国庫負担制度については、現在、国庫負担率が3分の1に引き下げられており、地方自治体の財政を圧迫するとともに、自治体間の教育格差が生じている状況です。

ゆたかな子どもの学びを保障するために、地方自治体の自由な裁量でそれぞれの学校の課題に対応できるよう柔軟に教職員を配置することが求められます。国庫負担率の引き上げ拡充は、子どもたちの一定水準の教育確保や教職員の待遇改善にもつながることから、審査の結果、陳情第8号につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、建設経済文教常任委員長報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから日程第1、認定第1号から日程第10、陳情第8号までを、順次討論を行い、採決します。

日程第1、認定第1号「令和3年度芦北町一般会計歳入歳出決算の認定について」、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号「令和3年度芦北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号「令和3年度芦北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号「令和3年度芦北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第5、認定第5号「令和3年度芦北町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号「令和3年度芦北町有温泉事業特別会計歳入歳出決算の認

定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号「令和3年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号「令和3年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第9、議案第36号「令和3年度芦北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。お諮りします。委員長報告は原案可決及び認定であります。委員長報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のお

り可決及び認定することに決定しました。

日程第10、陳情第8号「ゆたかな学びの実現をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請について」、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから陳情第8号を採決します。お諮りします。委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は採択することに決定しました。

—————○—————

第11 議員派遣の件

○議長（宮内道則君） 日程第11「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第100条及び会議規則第127条の規定により、議席に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について、変更を生じる場合は、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

—————○—————

第12 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第13 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第14 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮内道則君） 日程第12から日程第15までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（宮内道則君） ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案 配付〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

議員から発議の提出がっております。お諮りします。ただいま本日の日程第10、陳情第8号の採択に伴い、発議第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議席に配付のとおり発議第3号を日程に追加し、議題にすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第1 発議第3号 少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○議長（宮内道則君） 追加日程第1、発議第3号「少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。草野君。

○8番（草野安道君） 発議第3号、令和4年9月15日、芦北町議会議長 宮内道則様。提出者、芦北町議会議員 草野安道、賛成者、芦北町議会議員 林田耀宏、芦北町議会議員 楠原清照。

少人数学級・教職員定数の改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を、別紙のとおり芦北町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由について説明いたします。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、少人数学級によるきめ細かな教育の実施やゆたかな子どもたちの学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠となっております。そのためには教職員定数改善等の施策が最重要課題となっております。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が2分の1から3分の1

に引き下げられ、地方自治体の財政が圧迫されているとともに、自治体間の教育格差が生じている状況のため、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充について、地方自治体が計画的かつ柔軟に教育行政を進めることができるように、適正な措置を講じるための意見書を提出するものである。

議員各位におかれましては、御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

○議長（宮内道則君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第5回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦勞様でした。

—————○—————

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員